

甲 第 2 1 号 議 案

岡山市公共施設における暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市公共施設における暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市公共施設における暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例

岡山市公共施設における暴力団排除に関する条例（平成21年市条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表岡山市立市民会館条例（昭和38年市条例第9号）の項の次に次のように加える。

岡山城天守閣条例（昭和41年市条例第47号）

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

岡山城天守閣条例を本条例の適用の対象に加えるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 2 号 議 案

岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部
を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例の一部を改正する条例

岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成
27年市条例第72号）の一部を次のように改正する。

別表第2の3の項及び4の項を次のように改める。

3 市長	児童福祉法による障害児通所給付費，特例障害児通所給付費，高額障害児通所給付費，障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報であって規則で定めるもの 児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの

	<p>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
--	--

別表第2の15の項を次のように改める。

15 市長	<p>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>児童福祉法による措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>

別表第2の17の項を次のように改める。

17 市長	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定</p>	<p>児童福祉法による措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>児童福祉法による障害児入所支援に関する情報であって規則で定めるもの</p>

	めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の20の項を次のように改める。

20 市長	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による措置に関する情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法による障害児入所支援に関する情報であって規則で定めるもの

別表第2の26の項を次のように改める。

26 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第2中30の項を削り、29の項を30の項とし、28の項を29の項とし、27の項の次に次のように加える。

28 市長	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
----------	--	-------------------------

別表第2に次のように加える。

31 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置についてに基づき、生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給又は児童福祉法による措置に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する情報であって規則

で定めるもの
生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
地方税関係情報であって規則で定めるもの
公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの
医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
住宅地区改良法による改良住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの
児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
老人福祉法による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの
母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であ

	って規則で定めるもの
	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

難病の患者に対する医療等に関する法律第40条の規定の施行及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）の一部改正に伴い、個人番号の利用の範囲を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 3 号 議 案

岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(岡山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 岡山市職員の給与に関する条例(昭和26年市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第3の2中「審議監, 次長」を「次長, 部長」に改める。

別表第4中「審議監・次長級」を「部長級」に改める。

(岡山市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 岡山市職員等の旅費に関する条例(昭和36年市条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表第2局長級及び審議監・次長級の職務にある者の項中「審議監・次長級」を「部長級」に改める。

(岡山市消防団員の定員, 給与, 服務等に関する条例の一部改正)

第3条 岡山市消防団員の定員, 給与, 服務等に関する条例(昭和39年市条例第54号)の一部を次のように改正する。

別表第1岡山市職員等の旅費に関する条例の規定に基づき審議監・次長級以下の職務にある者が支給を受ける額に相当する額の項中「審議監・次長級」を「部長級」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

部長制の導入に伴い、所要の措置を講ずるため、関係条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 4 号 議 案

岡山市庁舎整備基金条例の制定について

岡山市庁舎整備基金条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市庁舎整備基金条例

(設置の目的)

第1条 庁舎整備事業の財源に充てるため、岡山市庁舎整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、毎会計年度の当該歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する事業を達成するために要する経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率

を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

庁舎を整備するに当たり、当該整備事業の財源とする岡山市庁舎整備基金を設置するため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 2 5 号 議 案

財産区に属する基金に関する条例の一部を改正する条例の制定について
財産区に属する基金に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

財産区に属する基金に関する条例の一部を改正する条例
財産区に属する基金に関する条例（昭和46年市条例第130号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

岡山市幸地崎財産区	岡山市幸地崎財産区管理費積立基金
-----------	------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

岡山市幸地崎財産区に基金を設けるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 6 号 議 案

岡山市区役所支所及び地域センター設置条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

岡山市区役所支所及び地域センター設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市区役所支所及び地域センター設置条例の一部を改正する条例

岡山市区役所支所及び地域センター設置条例（平成20年市条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表南区役所福田地域センターの項中「岡山市南区古新田1089番地」を「岡山市南区古新田1186番地」に改める。

附 則

この条例は、平成30年5月14日から施行する。

提案理由

南区役所福田地域センターを移転するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 7 号 議 案

岡山市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市特別会計条例の一部を改正する条例

岡山市特別会計条例（昭和39年市条例第8号）の一部を次のように改正する。

本則中第3号を削り，第4号を第3号とし，第5号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例は，平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第3号に規定する住宅新築資金等貸付事業費特別会計は，平成30年5月31日まで当該特別会計の出納整理に必要な限度において，なお存続するものとする。

提案理由

住宅新築資金，住宅改修資金及び宅地取得資金貸付事業を一般会計に統合することに伴い，住宅新築資金等貸付事業費特別会計を廃止するため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 8 号 議 案

岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区推進条例の一部を改正する条例の制定について

岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区推進条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区推進条例の一部を改正する条例

岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区推進条例（平成25年市条例第50号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成30年3月31日」を「平成35年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区に係る取組を平成34年度まで延長することに伴い、本条例の有効期限を延長するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 9 号 議 案

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター評価委員会条例の一部を改正する条例の制定について

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター評価委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター評価委員会条例の一部を改正する条例

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター評価委員会条例（平成25年市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「）第11条第3項」を「。以下「法」という。）第11条第4項」に改める。

第6条を第7条とし、第2条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

（所掌事務）

第2条 委員会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 法第26条第1項の中期計画の認可に関して市長に意見を述べること。
- (2) 法第28条第1項各号に掲げる事業年度の終了後における当該各号に定める事項（同項第2号に定める中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績を除く。）の評価に関して市長に意見を述べること。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

地方独立行政法人法の一部改正に伴い、地方独立行政法人岡山市立総合医療センター評価委員会の処理する事項を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 0 号 議 案

岡山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

岡山市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「維持していた遺族」の次に「（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 死亡者に係る配偶者，子，父母，孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは，その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し，又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して，災害弔慰金を支給するものとする。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

災害弔慰金を支給する遺族の順位を改めるため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 1 号 議 案

岡山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岡山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第14条第6項中「又は病院」を「，介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。第12項において同じ。）又は病院」に改め，同条第12項中第3号を第4号とし，第2号を第3号とし，第1号の次に次の1号を加える。

(2) 介護医療院 栄養士又は調理員，事務員その他の従業者

第18条中第6項を第7項とし，第5項の次に次の1項を加える。

6 養護老人ホームは，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに，その結果について，支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 支援員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）の一部改正に伴い、養護老人ホームにおける身体的拘束等の適正化のための措置を講ずる義務を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 2 号 議 案

岡山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例の制定について

岡山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

岡山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第6条ただし書を次のように改める。

ただし、特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム（第33条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員（第41条第2項（第53条において準用する場合を含む。）の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。）、特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（第50条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）を併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員、地域密着型特別養護老人ホーム（第13条第7項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの

介護職員及び看護職員又は地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員を除き，入所者の処遇に支障がない場合は，この限りでない。

第7条中第12号を第13号とし，第7号から第11号までを1号ずつ繰り下げ，第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第13条第7項中「介護老人保健施設をいう。以下同じ。）」の次に「若しくは介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）」を加える。

第16条第7項中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加え，同項を同条第8項とし，同条中第6項を第7項とし，第5項の次に次の1項を加える。

6 特別養護老人ホームは，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第23条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第23条の2 特別養護老人ホームは，現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため，あらかじめ，第13条第1項第2号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。

第35条中第13号を第14号とし，第8号から第12号までを1号ずつ繰り下げ，第7号の次に次の1号を加える。

(8) 緊急時等における対応方法

第37条中第8項を第9項とし，第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型特別養護老人ホームは，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措

置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。

第46条第9項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

附則第5条から第7条までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）の一部改正に伴い、特別養護老人ホームにおける身体的拘束等の適正化のための措置を講ずる義務を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 3 号 議 案

岡山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岡山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第13条第12項中「又は診療所」を「若しくは介護医療院（同条第29項の介護医療院をいう。以下この項において同じ。）又は診療所」に改め、同項第1号中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

第19条に次の1項を加える。

5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）の一部改正に伴い、軽費老人ホームにおける身体的拘束等の適正化のための措置を講ずる義務を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 4 号 議 案

岡山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市介護保険条例の一部を改正する条例

岡山市介護保険条例（平成12年市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同項第6号アを次のように改める。

ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合にあっては、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額）をいう。以下同じ。）が125万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

第6条第2項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改める。

第9条第1項中「及び地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下この項において「保険料算定基礎」という。）」を「又は合計所得金額」に、「保険料算定基礎を当該保険料の賦課期日の属する年度分の保険料算定基礎とみなして第6条各号の区分により決定した保険料率の」を「市区町村民税の課税非課税の別又は合計所得金額を算定の基礎として第6条の規定の例により算定した」に、「を、それぞれの納期に係る保険料として」を「とし、当該額をそれぞれの納期に」に改

める。

第19条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の岡山市介護保険条例の規定は、平成30年度分の介護保険料から適用し、平成29年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

3 平成30年度分の介護保険料に係る改正後の第9条第1項の規定の適用については、「合計所得金額を」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）を」とする。

提案理由

平成30年度分から平成32年度分までの保険料率を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 5 号 議 案

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例の制定について

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を
次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第9
6号）の一部を次のように改正する。

第69条第4項中「看護師」を「看護職員（保健師，助産師，看護師又は准看護師をい
う。以下この条及び第83条において同じ。）」に改め，同条第8項及び第12項中「看
護師」を「看護職員」に改める。

第83条第7項及び第9項中「看護師」を「看護職員」に改める。

附 則

この条例は，平成30年4月1日から施行する。

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正
に伴い，福祉型障害児入所施設及び福祉型児童発達支援センターの職員の配置の基準を改
めるため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 6 号 議 案

岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める

条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める

条例の一部を改正する条例

岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第79号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 基準該当通所支援に関する基準（第55条—第60条の2）」を
「第5節 共生型障害児通所支援に関する基準（第54条の2—第54条の5）」に、
第6節 基準該当通所支援に関する基準（第55条—第60条の2）」

「 第5節

第6節

第5章 居

「 第5節 基準該当通所支援に関する基準（第78条—第80条）」を 第1節

第5章 保育所等訪問支援 」 第2節

第3節

第4節

第6章 保

共生型障害児通所支援に関する基準（第77条の2）

基準該当通所支援に関する基準（第78条—第80条）

宅訪問型児童発達支援

基本方針（第80条の2）

に、「第6章」を「第7章」

人員に関する基準（第80条の3・第80条の4）

設備に関する基準（第80条の5）

運営に関する基準（第80条の6—第80条の9）

育所等訪問支援

」

に改める。

第1条中「第21条の5の4第1項第2号」の次に「、第21条の5の17第1項第1号及び第2号」を加え、「第21条の5の18第1項及び第2項」を「第21条の5の19第1項及び第2項」に、「指定通所支援及び」を「指定通所支援、共生型通所支援及び」に、「第21条の5の15第2項第1号」を「第21条の5の15第3項第1号」に改める。

第2条第1号中「第6条の2の2第8項」を「第6条の2の2第9項」に改め、同条第5号中「第21条の5の28第1項」を「第21条の5の29第1項」に改め、同条第10号中「第21条の5の28第3項」を「第21条の5の29第3項」に改め、同条中第13号を第14号とし、同条第12号中「放課後等デイサービスの事業」の次に「、第80条の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を加え、同号を同条第13号とし、同条中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 共生型通所支援 法第21条の5の17第1項の申請に係る法第21条の5の3第1項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。

第3条第5項中「第20条、第49条及び第72条において」を「以下」に改める。

第5条第1項第1号中「指導員又は保育士 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士」を「児童指導員（岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第96号。以下「児童福祉施設最低基準条例」という。）第29条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）、保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常

の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。)指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同項第2号中「岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年市条例第96号。以下「児童福祉施設最低基準条例」という。)」を「児童福祉施設最低基準条例」に改め、同条第2項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

第5条第3項第2号中「看護師」を「看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)」に改め、同項第3号中「(児童福祉施設最低基準条例第29条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)」を削り、同条第5項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第6条第4項第1号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第26条に次の2項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

(1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

(2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

(3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況

(4) 関係機関及び地域との連携，交流等の取組の状況

(5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供，助言その他の援助の実施状況

(6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

(7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

5 指定児童発達支援事業者は，おおむね1年に1回以上，前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第48条第1項中「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第49条第1項中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

第50条第3項中「第21条の5の21第1項」を「第21条の5の22第1項」に改める。

第51条第2項中「（昭和22年法律第26号）」を削る。

第55条第1項第1号中「指導員又は保育士」を「児童指導員，保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め，同条に次の1項を加える。

3 第1項第1号の児童指導員，保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は，児童指導員又は保育士でなければならない。

第58条中「前節」を「第4節」に，「第2章第5節」を「第2章第6節」に改める。

第59条中「（指定障害福祉サービス基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）」，「（指定障害福祉サービス基準条例第79条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）」及び「（指定障害福祉サービス基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）」を削る。

第60条中各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護等を提供する場合には，当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と，当該指定通所介護等を行う指定通所介護事業所等を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この

場合において、この節（第58条（第23条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所等については適用しない。

第60条第1号中「（指定居宅サービス等基準条例第104条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準条例第61条の5第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。）」を削る。

第60条の2中各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービス（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この条において同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第58条（第23条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

第60条の2第1号中「（指定地域密着型サービス基準条例第84条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）」を「又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第2号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加える。

第2章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準

（共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準）

第54条の2 児童発達支援に係る共生型通所支援（以下「共生型児童発達支援」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。第59条において同じ。）が当該事業に関し

て満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス基準条例第79条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第54条の3 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者（岡山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第85号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第102条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第86号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第61条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（第60条において「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第102条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第61条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準条例第104条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準条例第61条の5第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。第60条第1号において同じ。）の面積を、指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第101条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第61条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合

計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第54条の4 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第84条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）（第60条の2において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（岡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第91号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第84条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第60条の2において同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準条例第84条第1項若しくは第193条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条

例第45条第1項に規定する登録者をいう。)の数と共生型生活介護(指定障害福祉サービス基準条例第95条の2に規定する共生型生活介護をいう。),共生型自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス基準条例第150条の2に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。)若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス基準条例第160条の2に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス(第77条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第84条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第60条の2において同じ。),サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第193条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第60条の2において同じ。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあっては,18人)以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第83条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。),指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第192条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)(第60条の2において「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準条例第84条第1項若しくは第193条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通

いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準条例第88条第2項第1号若しくは第197条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第49条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第84条若しくは第193条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第54条の5 第4条、第7条、第8条及び前節(第11条を除く。)の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

第62条第1項第4号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第69条の次に次の1条を加える。

(情報の提供等)

第69条の2 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支

援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

第70条中「第26条から」を「第26条（第4項及び第5項を除く。）から」に改め、「第48条第1項」を削り、「第27条中」を「同条第1項及び第27条中」に改める。

第72条第1項第1号中「学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」を「障害福祉サービス経験者」に改め、同条第3項に次のただし書きを加える。

ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

第72条第3項第2号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第76条の2を削る。

第77条中「第47条、第49条、第50条」を「第47条から第50条まで」に、「第27条中」を「「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第27条中」に改める。

第80条中「第47条、第49条、第50条」を「第47条から第50条まで」に、「第76条（第1項を除く。）及び第76条の2」を「及び第76条（第1項を除く。）」に改める。

第4章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準

（準用）

第77条の2 第7条、第8条、第12条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項、

第52条から第54条の4まで、第71条及び第76条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

第89条第1項中「第72条第1項、第2項及び第4項」の次に「、第80条の3第1項」を加え、「第82条第1項中」を「第80条の3第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。））」とあるのは「多機能型事業所」と、第82条第1項中」に改める。

第6章を第7章とする。

第84条から第87条までを次のように改める。

（準用）

第84条 第80条の5の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

第85条から第87条まで 削除

第88条中「第24条」を「第24条、第25条、第26条（第4項及び第5項を除く。）、第27条」に、「から第50条まで、第51条第1項及び第52条から第54条」を「、第49条、第50条、第51条第1項、第52条から第54条まで、第69条の2及び第80条の6から第80条の8」に、「第87条」を「第88条において準用する第80条の8」に、「「第86条」と、第25条中「第23条第2項」とあるのは「第86条第2項」と、第26条」を「「第88条において準用する第80条の7」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第88条において準用する第80条の7第2項」と、第26条第1項」に、「第27条中」を「同項及び第27条中」に改める。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 居宅訪問型児童発達支援

第1節 基本方針

第80条の2 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第80条の3 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

3 第1項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

(準用)

第80条の4 第7条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。

この場合において、同条中「ただし、」とあるのは、「ただし、第80条の3第1項第1号に掲げる訪問支援員及び同項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第80条の5 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設

備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

(身分を証する書類の携行)

第80条の6 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第80条の7 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

- 3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。次条第5号において同じ。）以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

- 4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

- 5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第3項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第80条の8 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
 - (5) 通常の事業の実施地域
 - (6) サービスの利用に当たっての留意事項
 - (7) 緊急時、事故発生時等における対応方法
 - (8) 身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続
 - (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (10) 苦情解決体制の整備
 - (11) その他運営に関する重要事項
- (準用)

第80条の9 第12条から第22条まで、第24条、第25条、第26条（第4項及び第5項を除く。）、第27条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第41条から第45条まで、第47条、第49条、第50条、第51条第1項、第52条から第54条まで及び第69条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第37条」とあるのは「第80条の8」と、第16条中「いう。第37条第6号及び第51条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第22条第2項中「次条」とあるのは「第80条の7」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第80条の7第2項」と、第26条第1項、第27条及び第54条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の第5条（第3項を除く。）に規定する指定児童発達支援事業者については、改正後の第5条（第3項を除く。）の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に改正前の第55条に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者については、改正後の第55条の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。

提案理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）の一部改正に伴い、共生型障害児通所支援に関する基準を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 7 号 議 案

岡山市指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部
を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

岡山市指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成
24年市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「看護師」を「看護職員（保健師，助産師，看護師又は准看護師
をいう。）」に改め，同条第4項を削る。

第5条第6項を削る。

第46条第1項中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の第4条第4項及び
第5条第6項に規定する指定福祉型障害児入所施設については，改正後の第4条及び第
5条の規定にかかわらず，平成33年3月31日までの間は，なお従前の例による。

提案理由

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）の一部改正に伴い，指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者の基準を改める等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 8 号 議 案

岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等
を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等
を定める条例等の一部を改正する条例

(岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部改正)

第1条 岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定
める条例（平成24年市条例第81号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第45条―第49条）」
「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第44条の2―第44条の4）
を
第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第45条―第49条）」
に，「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第96条―第98条）」を
「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第95条の2―第95条の5）」
第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第96条―第98条）」
に，
「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第111条・第112条）」を
「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第110条の2―第110条の4）」
第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第111条・第112条）」
に，「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第151条―第152条）」
「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第150条の2―第150条の

を 4)

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第151条―第152条）」
に、「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第161条―第162条）」

「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第160条の2―第160条の
を 4)

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第161条―第162条）」
に、「第169条」を「第168条の2」に、「第13章 共同生活援助」を

「第13章 就労定着支援

第1節 基本方針（第196条の2）

第2節 人員に関する基準（第196条の3・第196条の4）

第3節 設備に関する基準（第196条の5）

第4節 運営に関する基準（第196条の6―第196条の12）

第14章 自立生活援助 に、

第1節 基本方針（第196条の13）

第2節 人員に関する基準（第196条の14・第196条の15）

第3節 設備に関する基準（第196条の16）

第4節 運営に関する基準（第196条の17―第196条の20）

第15章 共同生活援助 」

「第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設
備及び運営に関する基準 」

「第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設
備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第203条の2・第203条の3）

第2款 人員に関する基準（第203条の4・第203条の5）

第3款 設備に関する基準（第203条の6）

第4款 運営に関する基準（第203条の7―第203条の11）

第6節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設
備及び運営に関する基準 」

に、

「第203条の2・第203条の3」を「第203条の12・第203条の13」に、
「第203条の4・第203条の5」を「第203条の14・第203条の15」に、
「第203条の6」を「第203条の16」に、「第203条の7ー第203条の12」を「第203条の17ー第203条の22」に、
「第14章 多機能型に関する特例（第204条・第205条）
第15章 削除」を「第16章 多機能型に関する特例（第204条・第205条）」に、「第16章」を「第17章」に改める。

第1条中「第30条第1項第2号」の次に「第41条の2第1項」を加え、「指定障害福祉サービス及び」を「指定障害福祉サービス、共生型障害福祉サービス及び」に改める。

第2条第3号中「第5条第21項」を「第5条第23項」に改め、同条中第17号を第18号とし、同条第16号中「指定放課後等デイサービスの事業」の次に「指定通所支援基準条例第80条の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を加え、同号を同条第17号とし、同条中第15号を第16号とし、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 共生型障害福祉サービス 法第41条の2第1項の申請に係る法第29条第1項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。

第3条第3項中「第13章」を「第15章」に改める。

第5条第1項中「第203条の2」を「第203条の12」に、「第203条の10第2項」を「第203条の20第2項」に改める。

第49条中「前節」を「第4節」に改める。

第2章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第44条の2 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型居宅介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者（岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第85号。以下「指定

居宅サービス等基準条例」という。)第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定訪問介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。)の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護(指定居宅サービス等基準条例第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第44条の3 重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型重度訪問介護」という。)の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第44条の4 第4条(第3項及び第4項を除く。)、第5条第2項及び第3項、第6条並びに前節(第44条を除く。)の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。

第80条第1項第2号中「第16章」を「第17章」に改める。

第87条の次に次の1条を加える。

(職場への定着のための支援の実施)

第87条の2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指

定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第96条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 指定通所介護事業者等であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

第97条中各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。以下この条、第111条、第151条の2及び第161条の2において同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。以下この条、第111条、第151条の2及び第161条の2において同じ。）のうち通いサービス（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この条、第111条、第151条の2及び第161条の2において同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第111条、第151条の2及び第161条の2において同じ。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

第97条第1号中「指定地域密着型サービス基準条例第84条第1項又は第193条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。」を「指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する登録者を除く。第111条、第151条の2及び第1

61条の2において同じ。」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第84条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条，第111条，第151条の2及び第161条の2において同じ。）」に改め，同条第2号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め，同条第3号中「指定地域密着型サービス基準条例第88条第2項第1号又は第197条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。」を「指定地域密着型介護予防サービス基準条例第49条第2項第1号に規定する居間及び食堂を除く。第111条，第151条の2及び第161条の2において同じ。」に改める。

第4章中第5節を第6節とし，第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準）

第95条の2 生活介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型生活介護」という。）の事業を行う指定児童発達支援事業者（指定通所支援基準条例第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準条例第72条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は，次のとおりとする。

(1) 指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。第204条において同じ。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第72条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。第204条において同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）の従業者の員数が当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援（指定通所支援基準条例第4条に規定する指定児童発達支援をいう。）又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第71条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）（以下「指定児童発達支援等」という。）を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の

利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第95条の3 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第102条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第86号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第61条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第102条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第61条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準条例第104条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準条例第61条の5第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積を、指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第101条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第61条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護

事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第95条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第84条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（岡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第91号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第84条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）

（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準条例第84条第1項若しくは第193条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）（第150条の2に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（第160条の2に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援（指定通所支援基準条例第54条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第77条の2に規定する共生型放課後等

デイサービスをいう。) (以下「共生型通いサービス」という。) を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条, 第150条の3及び第160条の3において同じ。) を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第84条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。), サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第193条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第97条において同じ。)) (以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。) にあつては, 18人) 以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第83条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。), 指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第192条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)) (以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。) のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準条例第84条第1項若しくは第193条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。) の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条, 第150条の3及び第160条の3において同じ。) を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては, 登録定員に応じて, 次の表に定める利用定員, サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては, 12人) までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準条例第88条第2項第1号若しくは第197条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第49条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。）は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第84条若しくは第193条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第95条の5 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第79条、第81条、第82条及び前節（第95条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

第100条第1項第2号中「又は第203条の4第1項」を「、第203条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は第203条の14第1項」に改め、同号ア中「又は第203条の2」を「、第203条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助又は第203条の12」に、「又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（第203条の4第1項）を「、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（第203条の4第1項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（第203条の14第1項）に改め、同条第2項第2号中「指定自立訓練（生活訓練）」

事業者等」の次に「（第203条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）」を加え、同号ア中「指定自立訓練（生活訓練）等」の次に「（第203条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）」を、「時間帯当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等」の次に「（日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。以下このアにおいて同じ。）」を加え、同条第3項第1号中「第198条第1項に規定する指定共同生活援助事業所，第203条の4第1項に規定する」を「指定共同生活援助事業所，日中サービス支援型指定共同生活援助事業所，」に改め、同号ア中「第203条の2」の次に「に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助，第203条の12」を加える。

第109条第2号中「第203条の4第1項」を「第203条の14第1項」に改める。

第111条第1号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第2号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に改める。

第5章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準）

第110条の2 短期入所に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型短期入所」という。）の事業を行う指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第150条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業者（岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第90号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第133条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は，次のとおりとする。

(1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第150条第1項に

規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。)又は指定介護予防短期入所生活介護事業所(指定介護予防サービス等基準条例第133条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。)(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)の居室の面積を、指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準条例第149条に規定する指定短期入所生活介護をいう。)又は指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス等基準条例第132条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。)(以下「指定短期入所生活介護等」という。)の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が10.65平方メートル以上であること。

(2) 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第110条の3 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室(指定地域密着型サービス基準条例第88条第2項第2号ウ若しくは第197条第2項第2号ウ又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第49条第2項第2号ウに規定する個室をいう。以下この号において同じ。)以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービス(指定地域密着型サービス基準条例第84条第5項若しくは第193条第6項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第5項に規定する宿泊サービスをいう。次号において同じ。)の利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者

の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第110条の4 第9条、第11条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第29条、第30条、第37条から第43条まで、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第81条、第89条、第92条から第94条まで、第99条及び前節（第109条及び第110条を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。この場合において、病院又は診療所により行われる共生型短期入所については、第81条第2項の規定は、適用しない。

第114条第4項中「専任かつ」を削る。

第120条第1項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改める。

第121条の見出し中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第1項中「重度障害者等包括支援サービス利用計画（以下この章において「サービス利用計画」という。）」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「から第3項まで」を「及び第2項」に、「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第4項とする。

第142条中「、施行規則第6条の7第1号に規定する者に対し」を削る。

第150条中「第88条」を「第87条の2」に改める。

第151条の2中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第1号及び第2号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第 8 章中第 5 節を第 6 節とし、第 4 節の次に次の 1 節を加える。

第 5 節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第 150 条の 2 自立訓練(機能訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が 3 平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第 150 条の 3 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を 29 人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18 人)以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の 2 分の 1 から 15 人(登録定員が 25 人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12 人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
------	------

26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第84条若しくは第193条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第150条の4 第9条から第20条まで、第22条、第23条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第81条、第82条、第87条の2から第94条まで、第142条及び前節（第150条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第153条中「、施行規則第6条の7第2号に規定する者に対して」を削る。

第160条中「第88条」を「第87条の2」に改める。

第161条の2中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第1号及び第2号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第9章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第160条の2 自立訓練（生活訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第160条の3 共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、18人）以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人

28人	17人
29人	18人

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第84条若しくは第193条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する基準を満たしていること。

(5) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第160条の4 第9条から第18条まで、第20条、第23条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第81条、第82条、第87条の2から第94条まで、第148条、第149条、第153条及び前節（第160条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第10章第4節中第169条の前に次の1条を加える。

（通勤のための訓練の実施）

第168条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第173条中「第86条」を「第86条、第87条、第88条」に改める。

第16章を第17章とし、第15章を削る。

第204条第1項中「（指定通所支援基準条例第5条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）」及び「（指定通所支援基準条例第72条に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）」を削る。

第14章を第16章とする。

第198条第1項第2号ア中「以下」の次に「この章において」を加える。

第201条第3項中「利用者の」を「当該利用者の」に改め、「家事等」の次に「（指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）」を加える。

第203条の12中「第203条の12」を「第203条の22」に改め、同条を第203条の22とし、第203条の8から第203条の11までを10条ずつ繰り下げる。

第203条の7第1項中「第203条の9」を「第203条の19」に改め、同条を第203条の17とし、第203条の3から第203条の6までを10条ずつ繰り下げる。

第203条の2中「前節」を「第4節」に、「第203条の12」を「第203条の22」に、「第203条の4第1項」を「第203条の14第1項」に改め、同条を第203条の12とする。

第13章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、
設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

（この節の趣旨）

第203条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第203条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下

で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第203条の4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 世話人 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を5で除した数以上

(2) 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 区分省令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

(3) サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の夜間支援従事者（夜間及び深夜の

時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人又は生活支援員をいう。）を置くものとする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

第203条の5 第199条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

（設備）

第203条の6 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は4人以上とする。

3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、1つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、1つの建物の入居定員の合計は20人以下とする。

5 既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（市長が特に必要があると認めるときは30人）以下とすることができる。

6 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であつて、市長が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。

7 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

8 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。

9 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

(1) 1の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とする。ことができる。

(2) 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

第4款 運営に関する基準

(実施主体)

第203条の7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第99条に規定する指定短期入所（第100条第1項に規定する併設事業所又は同条第3項に規定する単独型事業所に係るものに限る。）を行うものとする。

(介護及び家事等)

第203条の8 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うように努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時1人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又

は家事等を除く。)を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第203条の9 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(協議の場の設置等)

第203条の10 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの(以下「協議会等」という。)に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

(準用)

第203条の11 第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、第158条の2、第200条の2から第200条の6まで及び第201条の3から第202条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について

て準用する。この場合において、第9条第1項中「第32条」とあるのは「第203条の11において準用する第201条の3」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第203条の11において準用する第200条の4第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第203条の11において準用する第200条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第203条の11において読み替えて準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第203条の11において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第203条の11において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第203条の11において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第203条の11」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第203条の11において準用する第202条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第158条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

第13章を第15章とし、第12章の次に次の2章を加える。

第13章 就労定着支援

第1節 基本方針

第196条の2 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労定着支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として施行規則第6条の10の2に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、施行規則第6条の10の3に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の

事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第196条の3 指定就労定着支援の事業を行う者（以下「指定就労定着支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労定着支援事業所」という。）に置くべき就労定着支援員の数は、指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上とする。

2 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、当該指定就労定着支援の事業の利用者の数（当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型（以下「生活介護等」という。）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この条において同じ。）に応じて、次に掲げる員数を、サービス管理責任者として置くこととする。

(1) 利用者の数が60以下 1以上

(2) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 前2項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項に規定する就労定着支援員及び第2項に規定するサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第2項に規定するサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第196条の4 第52条第1項の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第196条の5 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第4節 運営に関する基準

(サービス管理責任者の責務)

第196条の6 サービス管理責任者は、第196条の12において準用する第60条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。
- (3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(実施主体)

第196条の7 指定就労定着支援事業者は、過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第196条の8 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者及びその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、

1月に1回以上、当該利用者との対面により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(サービス利用中に離職する者への支援)

第196条の9 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であって、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(運営規程)

第196条の10 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (7) 身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) 成年後見制度の活用支援
- (10) 苦情解決体制の整備
- (11) その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

第196条の11 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する第19条第1項に規定するサービス提供の記録
- (2) 次条において読み替えて準用する第60条第1項に規定する就労定着支援計画
- (3) 次条において準用する第30条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (6) 次条において準用する第34条第1項に規定する勤務の体制等の記録
- (7) 法第6条に規定する自立支援給付及び次条において準用する第21条第1項から第3項までに規定する利用者負担額に関する請求及び受領等の記録
(準用)

第196条の12 第9条から第23条まで、第30条、第34条から第42条まで、第59条、第60条、第62条及び第68条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第32条」とあるのは「第196条の10」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第196条の12において準用する次条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第196条の12において準用する第21条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第196条の12において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

第14章 自立生活援助

第1節 基本方針

第196条の13 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携

の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第196条の14 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに、1以上

(2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項第1号に規定する地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1とする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項に規定する指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(準用)

第196条の15 第52条第1項の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(準用)

第196条の16 第196条の5の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第196条の17 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護，宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。），指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者（法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者をいう。）でなければならない。

(定期的な訪問による支援)

第196条の18 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況，その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い，必要な情報の提供及び助言並びに相談，指定障害福祉サービス事業者等，医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

(随時の通報による支援等)

第196条の19 指定自立生活援助事業者は，利用者からの通報があった場合には，速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。

2 指定自立生活援助事業者は，前項の状況把握を踏まえ，当該利用者の家族，当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等，医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

3 指定自立生活援助事業者は，利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ，適切な方法により，当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

(準用)

第196条の20 第9条から第23条まで，第30条，第34条から第42条まで，第59条，第60条，第62条，第68条，第196条の6，第196条の10及び第196条の11の規定は，指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において，第9条第1項中「第32条」とあるのは「第196条の20において準用する第196条の10」と，第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第196条の20において準用する次条第1項」と，第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と，同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

附則第3条第1項中「第203条の6」を「第203条の16」に改める。

附則第6条中「第203条の12」を「第203条の22」に改める。

附則第8条及び第13条中「第203条の6」を「第203条の16」に改める。

附則第14条の見出し中「指定共同生活援助事業所」の次に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、同条第1項中「第201条第3項」の次に「及び第203条の8第4項」を、「指定共同生活援助事業所」の次に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改め、同条第2項中「第201条第3項」の次に「及び第203条の8第4項」を、「指定共同生活援助事業所」の次に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改め、同条第3項中「エまで」の次に「及び第203条の4第1項第2号イからエまで」を加える。

附則第15条中「第203条の6」を「第203条の16」に改める。

(岡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 岡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成26年市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項中「第203条の2」を「第203条の12」に改める。

附則第3条中「第203条の4」を「第203条の14」に改める。

附則第4条中「第203条の10第4項」を「第203条の20第4項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）の一部改正等に伴い、共生型障害福祉サービスの基準を定める等のため、関係条例の一部

を改正しようとするものである。

甲 第 3 9 号 議 案

岡山市指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部
を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

岡山市指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成
24年市条例第82号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第9条を次のように改める。

第9条 削除

附則第4条第4項中「児童福祉法」の次に「（昭和22年法律第164号）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の第5条及び第9条
に規定する指定障害者支援施設等については，この条例による改正後の第4条及び第8
条の規定にかかわらず，平成33年3月31日までの間は，なお従前の例による。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）の一部改正に伴い、指定障害者支援施設等が指定障害児入所施設等の指定を受けて一体的に支援を提供している場合の人員及び設備の特例を廃止するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 0 号 議 案

岡山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岡山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第83号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「放課後等デイサービスをいう。）の事業」の次に「、居宅訪問型児童発達支援（同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業」を加え、「同条第5項」を「同条第6項」に改める。

第44条の次に次の1条を加える。

（職場への定着のための支援の実施）

第44条の2 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第51条中「、施行規則第6条の7第1号に規定する者に対して」を削る。

第56条中「第45条」を「第44条の2」に改める。

第57条中「、施行規則第6条の7第2号に規定する者に対して」を削る。

第61条中「第45条」を「第44条の2」に改める。

第65条の次に次の1条を加える。

(通勤のための訓練の実施)

第65条の2 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第70条中「第43条」の次に「、第44条、第45条」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）の一部改正に伴い、生活介護事業者による障害者の職場への定着のための支援の実施の責務を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 1 号 議 案

岡山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

岡山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第85号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 基準該当居宅サービスに関する基準（第43条―第47条）」を「第5節 共生型居宅サービスに関する基準（第42条の2・第42条の3）」に、「第6節 基準該当居宅サービスに関する基準（第43条―第47条）」を「第5節 削除」を「第5節 共生型居宅サービスに関する基準（第116条―第133条）」に、「第6節 基準該当居宅サービスに関する基準（第184条―第190条）」を「第6節 共生型居宅サービスに関する基準（第183条の2・第183条の3）」に「第7節 基準該当居宅サービスに関する基準（第184条―第190条）」に改める。

第1条中「第42条第1項第2号」の次に「，第72条の2第1項」を、「第2項の規定に基づき，指定居宅サービス」の次に「，共生型居宅サービス」を加える。

第2条中第8号を第9号とし，第7号を第8号とし，第6号の次に次の1号を加える。

(7) 共生型居宅サービス 法第72条の2第1項の申請に係る法第41条第1項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。

第10条中「規定する居宅介護支援」を「規定する居宅介護支援事業」に改める。

第14条第1項中「提供する者」の次に「（以下「居宅介護支援事業者等」という。）」を加える。

第29条第3項中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能^{くわう}その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

第36条の次に次の1条を加える。

（不当な働きかけの禁止）

第36条の2 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準条例第5条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。第167条第2項において同じ。）の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者（法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。）に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第47条中「第2章第5節」を「第2章第6節」に改める。

第2章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型居宅サービスに関する基準

（共生型訪問介護の基準）

第42条の2 訪問介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型訪問介護」という。）の事業を行う指定居宅介護事業者（岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第81号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）及び重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この条及び第183条の2において「障害者総合支援法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。第1号において同じ。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第29条第1

項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第1号において同じ。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定居宅介護事業所(指定障害福祉サービス基準条例第5条第1項に規定する指定居宅介護事業所をいう。)又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護(指定障害福祉サービス基準条例第4条第1項に規定する指定居宅介護をいう。)又は重度訪問介護(以下この号において「指定居宅介護等」という。)の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第42条の3 第4条、第5条(第1項を除く。)及び第6条並びに前節の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第5条第2項中「利用者」とあるのは「利用者(共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、)」と、「指定訪問介護又は」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は」と、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第42条の3において準用する第30条」と、第23条第1項第1号中「次条第1項」とあるのは「第42条の3において準用する次条第1項」と、第29条第3項中「第24条」とあるのは「第42条の3において準用する第24条」と、第42条第2項第2号中「第19条第2項」とあるのは「第42条の3において準用する第19条第2項」と、同項第3号中「第27条」とあるのは「第42条の3において準用する第27条」と、同項第4号中「第32条第1項」とあるのは「第42条の3において準用する第32条第1項」と、同項第5号中「第38条第2項」とあるのは「第42条の3において準用する第38条第2項」と、同項第6号中「第40条第2項」とあるのは「第42条の3において準用する第40条第2項」と、同項第7号中「第20条第1項から第3項まで」とあるのは「第42条の

3において準用する第20条第1項から第3項まで」と読み替えるものとする。

第60条中「及び第32条」を「、第32条から第36条まで及び第37条」に改める。

第64条中「第37条まで」を「第36条まで、第37条」に改める。

第66条第5項中「第193条第10項」を「第193条第14項」に改める。

第70条第1項中「居宅介護支援事業者，地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第81条中「第41条」を「第36条まで、第37条から第41条」に改める。

第83条第1項中「、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士」という。）を置かなければならない」を「置くべき従業者の員数は、次のとおりとする」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数
- (2) 理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士 1以上

第83条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。

第84条の見出し中「の要件」を削り、同条第1項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第92条中「、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師，看護師及び准看護師を除いた保健師，看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第93条第1項第1号イ中「、看護職員」を削り、同項第3号を削る。

第94条第1項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第97条第1項第1号中「居宅介護支援事業者等」を「居宅介護支援事業者」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第98条中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 通常の事業の実施地域

第107条第1項に次の1号を加える。

(7) 指定通所介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないこと。

ア 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

イ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第115条中「第39条」を「第36条まで、第37条から第39条」に改める。

第7章第5節を次のように改める。

第5節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型通所介護の基準)

第116条 通所介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス基準条例第154条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（岡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第79号。以下この条において「指定通所支援基準条例」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準条例第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準条例第72条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第71条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準条例第154条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第72条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス基準条例第79条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準条例第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス基準条例第153条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第117条 第8条から第17条まで、第19条、第21条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第37条から第39条まで、第41条、第57条、第101条、第103条及び第104条第4項並びに前節（第115条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条に規定する重要事項に関する規程」とあるのは「重要事項に関する規程（第117条において準用する第109条に規定する重要事項に関する規程をいう。第117条において準用する第34条において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第28条及び

第34条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第57条第2項中「この節」とあるのは「第117条において準用する第7章第4節」と、第104条第4項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第107条第1項第1号中「次条第1項」とあるのは「第117条において準用する次条第1項」と、同項第2号、第108条第5項及び第110条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第113条の2第4項中「第104条第4項の指定通所介護」とあるのは「第117条において準用する第104条第4項の共生型通所介護」と、第114条第2項中「次条」とあるのは「第117条」と、「前条第2項」とあるのは「第117条において準用する前条第2項」と、「第105条第1項から第3項まで」とあるのは「第117条において準用する第105条第1項から第3項まで」と読み替えるものとする。

第118条から第133条まで 削除

第137条中「第37条まで」を「第36条まで、第37条」に改める。

第140条第2項第1号中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

第142条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 指定通所リハビリテーション事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないこと。

ア 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

イ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第144条第1項中「作業療法士」の次に「若しくは言語聴覚士」を加える。

第150条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第155条第2項中「居宅介護支援事業者、地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第167条第2項中「（指定居宅介護支援等基準条例第5条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）」を削る。

第170条中「第41条」を「第36条まで、第37条から第41条」に改める。

第190条中「第37条まで」を「第36条まで、第37条」に、「第9章第6節」を「第9章第7節」に改める。

第9章中第6節を第7節とし、第5節の次に次の1節を加える。

第6節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型短期入所生活介護の基準)

第183条の2 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス基準条例第103条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス基準条例第99条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この条において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所事業所の居室の面積を指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が、9.9平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第183条の3 第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、

第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第57条、第110条、第112条、第113条、第149条及び第151条並びに第4節（第170条を除く。）の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「重要事項に関する規程」とあるのは「重要事項に関する規程（第183条の3において準用する第166条に規定する重要事項に関する規程をいう。第183条の3において準用する第154条第1項において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第110条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第154条第1項中「第166条に規定する重要事項に関する規程」とあるのは「重要事項に関する規程」と、同項、第157条第3項、第158条第1項及び第165条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第157条第2項中「次条第1項」とあるのは「第183条の3において準用する次条第1項」と、第169条第2項第2号中「第157条第5項」とあるのは「第183条の3において準用する第157条第5項」と、同項第3号から第7号までの規定中「次条」とあるのは「第183条の3」と、同項第8号中「第156条第1項から第3項まで」とあるのは「第183条の3において準用する第156条第1項から第3項まで」と読み替えるものとする。

第192条第1項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

第193条第1項第4号イ中「食堂及び」を削り、同項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（岡山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年市条例第号）第44条に規定するユニット型介護医療院をいう。第209条及び第217条に

において同じ。)に関するものを除く。)を有すること。

第194条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第204条に次の1号を加える。

- (4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第209条第1項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第217条に次の1号を加える。

- (3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第220条第9項中「のうち1人以上、及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改める。

第228条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第239条中「第41条」を「第36条まで、第37条から第41条」に改める。

第240条中「をいう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第250条中「第41条」を「第36条まで、第37条から第41条」に改める。

第257条第1項第1号中「利用料」の次に「，全国平均貸与価格」を加え、同項に次

の1号を加える。

(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供すること。

第258条第4項中「利用者」の次に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

第265条中「第35条」の次に「、第36条、第37条」を加える。

第267条中「から第37条まで」を「、第36条、第37条」に改める。

第278条中「第35条」の次に「、第36条、第37条」を、「「利用者」と」の次に「、第33条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「従業員」と」を加える。

附則第8条第1号中「以下」を「老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。附則第22条において同じ。）（以下この号において）」に改める。

附則に次の3条を加える。

第22条 第220条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条及び附則第24条において同じ。）を行って指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた
適当数

第23条 第242条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診

療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。

第24条 第222条及び第244条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第257条第1項第1号の改正規定は、平成30年10月1日から施行する。

(看護職員が行う指定居宅療養管理指導に係る経過措置)

2 この条例の施行の際現に介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる改正前の岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧居宅サービス等基準条例」という。）第92条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。）が行うものについては、旧居宅サービス等基準条例第92条から第94条まで及び第97条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第

37号)の一部改正に伴い、共生型居宅サービスに関する基準を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 2 号 議 案

岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第86号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員，設備及び運営に関する基準」を
「第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第61条の20の2・第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員，設備及び運営に関する基準（第61条の20の3）に改める。」

第1条中「要件を定め，」の次に「法第78条の2の2第1項の規定に基づき，指定共生型地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定め，並びに」を加える。

第2条中第7号を第8号とし，第6号を第7号とし，第5号の次に次の1号を加える。

(6) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第6条第1項第2号中「（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同

じ。)」を削り、同条第2項中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改め、同条第5項中「、午後6時から午前8時までの間において」を削り、同項に次の1号を加える。

(12) 介護医療院

第6条第7項中「午後6時から午前8時までの間は、」を削り、同条第8項中「、午後6時から午前8時までの間は」を削り、同条第12項中「第193条第10項」を「第193条第14項」に改める。

第33条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」を削る。

第40条第1項中「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「場合には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第48条第2項中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改める。

第61条の9第1項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定地域密着型通所介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないこと。

ア 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

イ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第61条の10第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第61条の25中「9人」を「18人」に改める。

第61条の30第1項に次の1号を加える。

(8) 指定療養通所介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないこと。

ア 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

イ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的

実施すること。

第61条の38中「第35条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第61条の34に規定する重要事項に関する規程」と、」を加える。

第3章の2中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

(共生型地域密着型通所介護の基準)

第61条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第81号。以下この条において「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。），指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。），指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス基準条例第154条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。），指定児童発達支援事業者（岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第79号。以下この条において「指定通所支援基準条例」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい，主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準条例第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準条例第72条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい，主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第71条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は，次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。），指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉

サービス基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準条例第154条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第72条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス基準条例第79条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準条例第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス基準条例第153条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第61条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第55条、第61条の2、第61条の4及び第61条の5第4項並びに前節（第61条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第61条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。第35条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、

第61条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第61条の9第1項第4号、第61条の10第5項並びに第61条の13第3項及び第4項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第61条の19第2項第4号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第5号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第6号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。

第63条第1項中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加え、「同条第20項」を「同条第21項」に改める。

第67条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を加え、「3人以下とする」を「3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする」に改め、同条第2項中「第84条第7項」の次に「及び第193条第8項」を加える。

第72条第1項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定認知症対応型通所介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないこと。

ア 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

イ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第84条第1項中「小規模多機能型居宅介護，」を「小規模多機能型居宅介護」に、「本体事業所及び」を「本体事業所並びに」に改め、「他の同項に規定するサテライト型

指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「及び第193条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「又は指定介護療養型医療施設」を「指定介護療養型医療施設」に、「に限る。）」を「に限る。）」又は介護医療院」に改め、同表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所」に改め、同条第7項中「（以下）」を「（以下この章において）」に改める。

第85条第3項及び第86条中「介護老人保健施設」の次に「介護医療院」を加える。

第94条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないこと。

ア 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

イ 小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第105条第3項、第113条第2項及び第114条中「介護老人保健施設」の次に「介護医療院」を加える。

第119条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第127条第3項中「介護老人保健施設」の次に「介護医療院」を加える。

第132条第4項中「のうち1人以上、及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改め、「介護老人保健施設」の次に「介護医療院」を加え、同条第7項第

1号中「若しくは作業療法士」を「，作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め，同項に次の1号を加える。

(3) 介護医療院 介護支援専門員

第140条中第6項を第7項とし，第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第153条第3項ただし書を次のように改める。

ただし，指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（岡山市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第87号。以下「指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第44条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準条例第53条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第189条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き，入所者の処遇に支障がない場合は，この限りでない。

第153条第4項中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加え，同条第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「，作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め，同項に次の1号を加える。

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第155条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第159条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第167条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第167条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第153条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。

第170条中第12号を第13号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第184条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第188条中第13号を第14号とし、第8号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、

第7号の次に次の1号を加える。

(8) 緊急時等における対応方法

第193条第1項中「(本体事業所)」を「(第84条第7項に規定する本体事業所)」に、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。)の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第84条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項中「(本体事業所)」を「(第84条第7項に規定する本体事業所)」に、「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第7項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院

第193条中第10項を第14項とし、第9項を第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者(第201条において「研修修

了者」という。)を置くことができる。

第193条中第8項を第11項とし、第7項の次に次の3項を加える。

- 8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

- 9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

- 10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

第194条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第195条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第196条第1項中「29人」を「29人（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）」に改め、同条第2項第1号中「あつては、」を「あつては」に改め、「定める利用定員」の次に「、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人」を加え、同項第2号中「9人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）」を加える。

第197条第2項第2号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第199条中第11号を第12号とし、第7号から第10号を1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないこと。

ア 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

イ 看護小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第201条第1項中「介護支援専門員」の次に「（第193条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。）」を加える。

第204条中「介護支援専門員（第84条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第95条において同じ。）」とあるのは「介護支援専門員」を「第84条第12項」とあるのは「第193条第13項」と、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」とあるのは「サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

附則第5条から第7条までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附則第7条の次に次の2条を加える。

第7条の2 第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適當数

第7条の3 第134条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労

働省令第34号)の一部改正に伴い、共生型地域密着型サービスに関する基準を定める等
のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 3 号 議 案

岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「居宅サービス事業者」を「指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）等」に改め、同条第4項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第5条第1項中「（以下次条第2項を除き、単に「介護支援専門員」という。）」を削る。

第6条第2項中「介護支援専門員」を「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員」に改める。

第7条第2項中「である」を「であり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条中第7項を第8項とし、同条第6項中「第3項の」を「第4項の」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項

を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第16条第9号中「ただし、」の次に「利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他の」を加え、同条第13号の次に次の1号を加える。

(13)の2 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供すること。

第16条第14号中「前号」を「第13号」に改め、同条第18号の次に次の1号を加える。

(18)の2 介護支援専門員は、居宅サービス計画に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第18号の2に規定する厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（同号に規定する厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出ること。

第16条第19号中「主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）」を「主治の医師等」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(19)の2 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第16条第18号の次に1号を加える改正規定は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成33年3月31日までの間は、改正後の第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を改正後の第6条第1項に規定する管理者とすることができる。

提案理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業者の医師等に対する情報提供義務を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 4 号 議 案

岡山市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部
を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

岡山市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成
24年市条例第87号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「及びユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合又は指定介護老人
福祉施設及び」を「にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の指定介護老人
福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第53条第2項
の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定介護老人福祉施設に」に，「」を
併設する場合の介護職員及び看護職員（第53条第2項」を「以下この項において同
じ。）を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福
祉施設の介護職員及び看護職員（指定地域密着型サービス基準条例第189条第2項」に
改める。

第9条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第16条中第6項を第7項とし，第5項の次に次の1項を加える。

6 指定介護老人福祉施設は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じ
なければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すると

ともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第25条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第25条の2 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第5条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めなければならない。

第29条中第12号を第13号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第48条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第52条中第13号を第14号とし、第8号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 緊急時等における対応方法

附則第5条から第7条までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）の一部改正に伴い，指定介護老人福祉施設における身体的拘束等の適正化のための措置を講ずる義務を定める等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 5 号 議 案

岡山市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岡山市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第88号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「）及び」を「以下この項において同じ。）に」に改め、「場合の」の次に「介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の」を加え，同条第6項中「当該施設以外の介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加え，同項中第2号を第3号とし，第1号の次に次の1号を加える。

(2) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第5条第7項及び第6条第1項中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第17条第6項中「介護保険施設サービス」を「介護保健施設サービス」に改め，同項を同条第7項とし，同条第5項の次に次の1項を加える。

6 介護老人保健施設は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

第33条第4項中「介護保健施設」を「介護保険施設」に改める。

第46条第1項中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第48条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

附則第6条から第10条までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）の一部改正に伴い、介護老人保健施設における身体的拘束等の適正化のための措置を講ずる義務を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 6 号 議 案

岡山市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

岡山市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
24年市条例第89号）の一部を次のように改正する。

第5条第7項中「）及び」を「以下この項において同じ。）に」に改め、「場合の」の
次に「指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の」を加える。

第18条中第6項を第7項とし，第5項の次に次の1項を加える。

6 指定介護療養型医療施設は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講
じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すると
ともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実
施すること。

第49条中第8項を第9項とし，第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定介護療養型医療施設は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げ
る措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

附則第9条から第12条までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）の一部改正に伴い、指定介護療養型医療施設における身体的拘束等の適正化のための措置を講ずる義務を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 7 号 議 案

岡山市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の制定について

岡山市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 基本方針（第4条）

第3章 人員に関する基準（第5条）

第4章 施設及び設備に関する基準（第6条・第7条）

第5章 運営に関する基準（第8条－第43条）

第6章 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設，設備及び運営に関する基準

第1節 この章の趣旨及び基本方針（第44条・第45条）

第2節 施設及び設備に関する基準（第46条）

第3節 運営に関する基準（第47条－第55条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は，介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第1

11条第1項から第3項までの規定に基づき，介護医療院の人員，施設及び設備並びに

運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 療養床 療養室のうち、入所者1人当たりの寝台又はこれに代わる設備の部分をいう。

(2) I型療養床 療養床のうち、主として長期にわたり療養が必要である者であって、重篤な身体疾患を有するもの、身体合併症を有する認知症高齢者であるもの等を入所させるためのものをいう。

(3) II型療養床 療養床のうち、I型療養床以外のものをいう。

(一般原則)

第3条 介護医療院の開設者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業を行う者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び当該施設を管理する者は、岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員であってはならない。

2 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 基本方針

第4条 介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努めなければならない。

3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気をもたらし、地域及び家庭との結び付きを重視した

運営を行い、市町村、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。第45条第2項において同じ。）、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 介護医療院は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加し、又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力するものとする。

第3章 人員に関する基準

（従業者の員数）

第5条 法第111条第2項の規定により介護医療院に置くべき従業者の員数は、医師及び看護師にあつては介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「基準省令」という。）で定めるところにより、その他の従業者にあつては次のとおりとする。

- (1) 薬剤師 常勤換算方法で、介護医療院の入所者のうちⅠ型療養床の利用者（以下この項において「Ⅰ型入所者」という。）の数を150で除した数に、介護医療院の入所者のうちⅡ型療養床の利用者（以下この項において「Ⅱ型入所者」という。）の数を300で除した数を加えて得た数以上
- (2) 看護師又は准看護師（第13条及び第53条において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、介護医療院の入所者の数を6で除した数以上
- (3) 介護職員 常勤換算方法で、Ⅰ型入所者の数を5で除した数に、Ⅱ型入所者の数を6で除した数を加えて得た数以上
- (4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 介護医療院の実情に応じた適當数
- (5) 栄養士 入所定員100以上の介護医療院にあつては、1以上
- (6) 介護支援専門員 1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）
- (7) 診療放射線技師 介護医療院の実情に応じた適當数
- (8) 調理員、事務員その他の従業者 介護医療院の実情に応じた適當数

- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に許可を受ける場合は、推定数とする。
- 3 第1項の常勤換算方法は、当該介護医療院の従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該介護医療院において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- 4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護医療院（ユニット型介護医療院（第44条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。
- 5 介護医療院の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護医療院の他の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が医療機関併設型介護医療院（病院又は診療所に併設され、入所者の療養生活の支援を目的とする介護医療院をいう。次項において同じ。）の職務に従事する場合であって、当該医療機関併設型介護医療院の入所者の処遇に支障がない場合には、当該医療機関併設型介護医療院に併設される病院又は診療所の職務に従事することができる。
- 6 第1項第1号、第3号、第4号及び第6号の規定にかかわらず、併設型小規模介護医療院（医療機関併設型介護医療院のうち、入所定員が19人以下のものをいう。以下この項において同じ。）の薬剤師、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 併設される医療機関が病院の場合にあつては当該病院の医師、薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士により、併設される医療機関が診療所の場合にあつては当該診療所の医師により当該併設型小規模介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
 - (2) 介護職員 常勤換算方法で、当該併設型小規模介護医療院の入所者の数を6で除した数以上

(3) 介護支援専門員 当該併設型小規模介護医療院の実情に応じた適當数

第4章 施設及び設備に関する基準

(条例で定める施設)

第6条 法第111条第1項の規定により介護医療院が有しなければならない施設は、療養室、診察室、処置室及び機能訓練室にあつては基準省令で定めるところにより、その他の施設にあつては次のとおりとする。

- (1) 談話室
- (2) 食堂
- (3) 浴室
- (4) レクリエーション・ルーム
- (5) 洗面所
- (6) 便所
- (7) サービス・ステーション
- (8) 調理室
- (9) 洗濯室又は洗濯場
- (10) 汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

(1) 談話室 入所者同士及び入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。

(2) 食堂

ア 内法による測定で、入所者1人当たり1平方メートル以上の面積を有すること。

イ 食堂は、療養室のある階ごとに療養室に近接して設けるものとし、各階ごとの面積は、1平方メートルに当該階に設ける療養室の入所定員の合計数を乗じて得た面積以上とすること。ただし、規則で定める基準を満たすときは、この限りでない。

(3) 浴室

ア 浴槽を1つとすること。

イ 規則で定める基準に従い、浴室ごとに脱衣室を設けること。ただし、入所者等が一の脱衣室を利用している際は、他の入所者等を入室させない等、プライバシーを確保するために必要な措置を行う場合は、一の脱衣室を複数の浴室の兼用とするこ

とができる。

ウ 浴室の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いること。

エ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

オ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

カ アからオまでに掲げるもののほか、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(4) レクリエーション・ルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。

(5) 洗面所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。

(6) 便所

ア 便房は、規則で定める基準を満たすものとすること。

イ アに掲げるもののほか、身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。

3 第1項各号に掲げる施設は、専ら当該介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(構造設備の基準)

第7条 介護医療院の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 介護医療院の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。第46条において同じ。）とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物（建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。第46条において同じ。）とすることができる。

ア 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下この項及び第46条第4項において「療養室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (7) 消防長又は当該介護医療院の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第33条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
- (イ) 第33条第3項に規定する訓練については、同条第1項の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
- (ウ) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- (2) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。
- (3) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号の直通階段を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項の規定による避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
- (4) 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条、第30条の4、第30条の13、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18（第1項第4号から第6号までを除く。）、第30条の19、第30条の20第2項、第30条の21、第30条の22、第30条の23第1項、第30条の25、第30条の26第3項から第5項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において、同令第30条の18第1項中「いずれか及び第4号から第6号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。
- (5) 階段には、手すりを設けること。
- (6) 廊下の構造は、次のとおりとすること。
- ア 幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。
- イ 手すりを設けること。
- ウ 常夜灯を設けること。

(7) 入所者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

(8) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

第5章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第30条に規定する運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

2 介護医療院は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護医療院は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 介護医療院の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、介護医療院の使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 介護医療院は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に掲げる方法のうち介護医療院が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た介護医療院は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第9条 介護医療院は、正当な理由がなく介護医療院サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 介護医療院は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第11条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 介護医療院は、前項の被保険者証に法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護医療院サービスを提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第12条 介護医療院は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、当該申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 介護医療院は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退所)

第13条 介護医療院は、その心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他医療等が必要であると認められる者を対象に、介護医療院サービスを提供するものとする。

2 介護医療院は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、介護医療院サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

3 介護医療院は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。第29条において同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録しなければならない。

5 前項の規定による検討に当たっては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

6 介護医療院は、入所者の退所に際しては、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第14条 介護医療院は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、入所者の被保険者証に記載しなければならない。

2 介護医療院は、介護医療院サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第15条 介護医療院は、法定代理受領サービス（法第48条第4項の規定により施設介護サービス費（同条第1項に規定する施設介護サービス費をいう。以下この項及び第47条第1項において同じ。）が入所者に代わり当該介護医療院に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る介護医療院サービスをいう。以下同じ。）に該当する介護医療院サービスを提供した際には、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該介護医療院サービスについて法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護医療院サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護医療院サービスに要した費用の額とする。次項及び第47条において「施設サービス費用基準額」という。）から当該介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

2 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 介護医療院は、前2項に定めるもののほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 基準省令第14条第3項第3号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 基準省令第14条第3項第4号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 理美容代

(6) 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第14条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 介護医療院は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第16条 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した介護医療院サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

（介護医療院サービスの取扱方針）

第17条 介護医療院は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行わなければならない。

- 2 介護医療院サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
- 3 介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。
- 4 介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 介護医療院は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 7 介護医療院は、多様な評価の手法を用いてその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果の公表に努めなければならない。

（施設サービス計画の作成）

第18条 介護医療院の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下この条及び第29条において「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項の規定による解決すべき課題の把握（次項及び第9項において「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護医療院サービスの目標及びその達成時期、介護医療院サービスの内容、介護医療院サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。第11項において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（第2号において「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

らない。

(1) 定期的に入所者に面接すること。

(2) 定期的モニタリングの結果を記録すること。

1 1 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(1) 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合

(2) 入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

1 2 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

(診療の方針)

第19条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行うこと。

(2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うこと。

(3) 常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。

(4) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当適切に行うこと。

(5) 特殊な療法、新しい療法等については、基準省令第18条第5号に規定する厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならないこと。

(6) 基準省令第18条第6号に規定する厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならないこと。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第17項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りでない。

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第20条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

2 介護医療院の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。

3 介護医療院の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。

4 介護医療院の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならない。

(機能訓練)

第21条 介護医療院は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他適切なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第22条 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 介護医療院は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

3 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 介護医療院は、褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 介護医療院は、前各項に定めるほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

7 介護医療院は、その入所者に対して、入所者の負担により、当該介護医療院の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第23条 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状況、病状及びし好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。

2 入所者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第24条 介護医療院は、常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 介護医療院は、必要に応じ、入所者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第25条 介護医療院は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

2 介護医療院は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(入所者に関する市町村への通知)

第26条 介護医療院は、介護医療院サービスを受けている入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに介護医療院サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者による管理)

第27条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなけ

ればならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設（岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第86号。以下この条において「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第132条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）若しくはサテライト型居住施設（指定地域密着型サービス基準条例第153条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。

2 介護医療院の管理は、法第109条第1項及び第2項に定めるもののほか、規則で定める基準によるものとする。

（管理者の責務）

第28条 介護医療院の管理者は、当該介護医療院の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 介護医療院の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

3 介護医療院の管理者は、介護医療院に医師を宿直させなければならない。ただし、当該介護医療院の入所者に対するサービスの提供に支障がない場合にあっては、この限りでない。

（計画担当介護支援専門員の責務）

第29条 計画担当介護支援専門員は、第18条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。

(3) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供す

る者と密接に連携すること。

(4) 第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。

(5) 第41条第3項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録を行うこと。

(運営規程)

第30条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第36条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 入所定員（Ⅰ型療養床に係る入所定員の数、Ⅱ型療養床に係る入所定員の数及びその合計数をいう。）

(4) 入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(5) 施設の利用に当たっての留意事項

(6) 事故発生の防止及び発生時の対応

(7) 非常災害対策

(8) 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) 成年後見制度の活用支援

(11) 苦情解決体制の整備

(12) その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第31条 介護医療院は、入所者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定め、その勤務の実績とともに記録しておかなければならない。

2 介護医療院は、当該介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために研修計画を作成し、当該計画

に従い、研修を実施しなければならない。

4 介護医療院は、従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。

(定員の遵守)

第32条 介護医療院は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第33条 介護医療院は、当該施設が立地する地域の自然条件等を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた非常災害への対応に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連携の体制を整備し、それらの内容（次項において「計画等」という。）を定期的に従業者に周知しなければならない。

2 介護医療院は、当該施設の見やすい場所に、計画等の概要を掲示しなければならない。

3 介護医療院は、非常災害に備えるため、第1項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。

4 介護医療院は、非常災害時における入所者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、近隣の自治体、地域住民、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。

5 介護医療院は、非常災害時において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者の受入れに努めるものとする。

(衛生管理等)

第34条 介護医療院は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、基準省令第33条第2項第4号に規定する厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

3 介護医療院の管理者は、次に掲げる業務を委託する場合は、医療法施行規則第9条の8、第9条の9、第9条の12、第9条の13、別表第1の2及び別表第1の3の規定を準用する。この場合において、同令第9条の8第1項中「法第15条の2の規定による人体から排出され」とあるのは「人体から排出され」と、同条第2項中「法第15条の2の規定による検体検査」とあるのは「検体検査」と、第9条の9第1項中「法第15条の2の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「医療機器又は医学的処置」と、第9条の12中「法第15条の2の規定による第9条の7に定める医療機器」とあるのは「医薬品医療機器等法第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器」と、第9条の13中「法第15条の2の規定による医療」とあるのは「医療」と読み替えるものとする。

(1) 人体から排出され、又は採取された検体の微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び生化学的検査の業務

(2) 医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務

(3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器の保守点検の業務

(4) 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の規定により高圧ガスを製造又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。）

（協力病院）

第35条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

2 介護医療院は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

第36条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第37条 介護医療院の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 介護医療院は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 介護医療院は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかななければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第38条 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該介護医療院を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該介護医療院からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第39条 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、

市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 介護医療院は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この項及び次項において同じ。）が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 介護医療院は、連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を連合会に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第40条 介護医療院は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 介護医療院は、その運営に当たっては、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第41条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 介護医療院は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

4 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第42条 介護医療院は、介護医療院サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第43条 介護医療院は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 施設サービス計画

(2) 第13条第4項の規定による居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録

(3) 第14条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第17条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 第26条の規定による市町村への通知に係る記録

(6) 第31条第1項の規定による勤務の体制等の記録

(7) 第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(8) 第41条第3項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(9) 法第40条の規定による介護給付及び第15条第1項から第3項までに規定する利用料等に関する請求及び受領等の記録

第6章 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

第1節 この章の趣旨及び基本方針

(この章の趣旨)

第44条 第2章及び前2章の規定にかかわらず、ユニット型介護医療院（施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。第46条及び第50条において同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護医療院をいう。以下同じ。）の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

（基本方針）

第45条 ユニット型介護医療院は、長期にわたり療養が必要である入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいてその入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加するよう努めなければならない。

第2節 施設及び設備に関する基準

（条例で定める施設）

第46条 法第111条第1項の規定によりユニット型介護医療院が有しなければならない施設は、療養室、診察室、処置室及び機能訓練室にあつては基準省令で定めるところにより、その他の施設にあつては次のとおりとする。

(1) ユニット

(2) 浴室

(3) サービス・ステーション

(4) 調理室

(5) 洗濯室又は洗濯場

(6) 汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 共同生活室

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

イ 洗面設備

(ア) 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ウ 便所 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 浴室

ア 浴槽を1つとすること。

イ 規則で定める基準に従い、浴室ごとに脱衣室を設けること。ただし、入居者等が一の脱衣室を利用している際は、他の入居者等を入室させない等、プライバシーを確保するために必要な措置を行う場合は、一の脱衣室を複数の浴室の兼用とすることができる。

ウ 浴室の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いること。

エ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

オ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

カ アからオまでに掲げるもののほか、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

3 前項第2号に掲げる設備は、専ら当該ユニット型介護医療院の用に供するものでなけ

ればならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前3項に規定するもののほか、ユニット型介護医療院の設備構造の基準は、次に定めるところによる。

(1) ユニット型介護医療院の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この号において同じ。）は、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

ア 療養室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(ア) 消防長又は当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第55条において準用する第33条第1項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(イ) 第55条において準用する第33条第3項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(ウ) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

(2) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。

(3) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号の直通階段を建築基準法施行令第123条第1項の規定による避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

(4) 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則第30条、第30条の4、第30条の13、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18（第1項第4号から第6号までを除く。）、第

30条の19, 第30条の20第2項, 第30条の21, 第30条の22, 第30条の23第1項, 第30条の25, 第30条の26第3項から第5項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において, 同令第30条の18第1項中「いずれか及び第4号から第6号までに掲げる措置」とあるのは, 「いずれか」と読み替えるものとする。

(5) 階段には, 手すりを設けること。

(6) 廊下の構造は, 次のとおりとすること。

ア 幅は, 1.8メートル以上とすること。ただし, ユニット内の廊下(中廊下を除く。)の幅は, 円滑な避難に支障がないと認められる場合には, 1.5メートル以上とすることができる。

イ 手すりを設けること。

ウ 常夜灯を設けること。

(7) 入居者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

(8) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

第3節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第47条 ユニット型介護医療院は, 法定代理受領サービスに該当する介護医療院サービスを提供した際には, 入居者から利用料の一部として, 施設サービス費用基準額から当該ユニット型介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型介護医療院は, 法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と, 施設サービス費用基準額との間に, 不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型介護医療院は, 前2項に定めるもののほか, 次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は, 同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額

(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

(2) 居住に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

(3) 基準省令第46条第3項第3号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 基準省令第46条第3項第4号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 理美容代

(6) 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第46条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 ユニット型介護医療院は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(介護医療院サービスの取扱方針)

第48条 介護医療院サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 介護医療院サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を

営むことができるよう配慮して行われなければならない。

- 3 介護医療院サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
- 4 介護医療院サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
- 5 ユニット型介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 9 ユニット型介護医療院は、多様な評価の手法を用いてその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果の公表に努めなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第49条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 ユニット型介護医療院は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型介護医療院は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型介護医療院は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 7 ユニット型介護医療院は、前各項に定めるほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 8 ユニット型介護医療院は、その入居者に対して、入居者の負担により、当該ユニット型介護医療院の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第50条 ユニット型介護医療院は、栄養並びに入居者の心身の状況及びし好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況、症状、その置かれている環境等に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型介護医療院は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型介護医療院は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第51条 ユニット型介護医療院は、入居者のし好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第52条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 入居定員（Ⅰ型療養床に係る入居定員の数、Ⅱ型療養床に係る入居定員の数及びその合計数をいう。）

(4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員

(5) 入居者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(6) 施設の利用に当たっての留意事項

(7) 事故発生の防止及び発生時の対応

(8) 非常災害対策

(9) 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 成年後見制度の活用支援

(12) 苦情解決体制の整備

(13) その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第53条 ユニット型介護医療院は、入居者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定め、その勤務の実績とともに記録しておかななければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める

職員配置を行わなければならない。

- (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- (4) 前号のユニットリーダーのうち2人以上（2ユニット以下のときは1人以上）の者は、規則で定める者とする。この場合において、ユニット型介護医療院と当該ユニット型介護医療院に併設するユニット型指定短期入所生活介護事業所（岡山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第85号）第173条第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。）又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所（岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第90号）第157条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。）とは同一の施設とみなすことができる。

3 ユニット型介護医療院は、当該ユニット型介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施しなければならない。

5 ユニット型介護医療院は、従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。

（定員の遵守）

第54条 ユニット型介護医療院は、ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（準用）

第55条 第8条から第14条まで、第16条、第18条から第21条まで、第24条、

第26条から第29条まで及び第33条から第43条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第52条に規定する重要事項に関する規程」と、第28条第2項中「この章」とあるのは「第6章第3節」と、第29条中「第18条」とあるのは「第55条において準用する第18条」と、第29条第4号及び第43条第2項第7号中「第39条第2項」とあるのは「第55条において準用する第39条第2項」と、第29条第5号及び第43条第2項第8号中「第41条第3項」とあるのは「第55条において準用する第41条第3項」と、同項第2号中「第13条第4項」とあるのは「第55条において準用する第13条第4項」と、同項第3号中「第14条第2項」とあるのは「第55条において準用する第14条第2項」と、同項第4号中「第17条第5項」とあるのは「第48条第7項」と、同項第5号中「第26条」とあるのは「第55条において準用する第26条」と、同項第6号中「第31条第1項」とあるのは「第53条第1項」と、同項第9号中「第15条第1項から第3項まで」とあるのは「第47条第1項から第3項まで」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

第2条 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、第7条第1項第1号及び第46条第4項第1号の規定は、適用しない。

第3条 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病

床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第7条第1項第2号及び第46条第4項第2号の規定の適用については、第7条第1項第2号及び第46条第4項第2号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあつては100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

第4条 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第7条第1項第6号ア及び第46条第4項第6号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。なお、ユニット型介護医療院の療養室に隣接しない廊下であつて中廊下以外のもの（施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分にあるものを除く。）については、一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上として差し支えない。

第5条 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の食堂（施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分にあるものを除く。）については、第6条第2項第2号イの規定は、適用しない。

第6条 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室（施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分にあるものを除く。）については、第6条第2項第3号又は第46条第2項第2号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(2) 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

第7条 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の便所（施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分にあるものを除く。）については、第6条第2項第6号の規定にかかわらず、身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。

第8条 平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って介護老人保健施設（以下「介護療養型老人保健施設」という。）を開設した場合であって、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の建物については、第7条第1項第1号及び第46条第4項第1号の規定は、適用しない。

第9条 介護療養型老人保健施設を開設した場合であって、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第7条第1項第2号及び第46条第4項第2号の規定の適用については、第7条第1項第2号及び第46条第4項第2号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあつては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

第10条 介護療養型老人保健施設を開設した場合であって、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第7条第1項第6号ア及び第46条第4項第6号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。なお、ユニット型介護

医療院の療養室に隣接しない廊下であって中廊下以外のもの（施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分にあるものを除く。）については、一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上として差し支えない。

第11条 介護療養型老人保健施設を開設した場合であって、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の食堂（施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分にあるものを除く。）については、第6条第2項第2号イの規定は、適用しない。

第12条 介護療養型老人保健施設を開設した場合であって、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の浴室（施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分にあるものを除く。）については、第6条第2項第3号又は第46条第2項第2号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとする。
- (2) 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

第13条 介護療養型老人保健施設を開設した場合であって、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の便所（施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分にあるものを除く。）については、第6条第2項第6号の規定にかかわらず、身体の不自由な者が利用するのに適したものとする。

第14条 第53条第2項第4号の規定の適用については、当分の間、同号中「前号のユニットリーダー」とあるのは「ユニット型介護医療院の管理者及び従業者」とする。

提案理由

介護保険法の一部改正に伴い、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 4 8 号 議 案

岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護
予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サー
ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改
正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護
予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等
を定める条例の一部を改正する条例

岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サー
ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24
年市条例第90号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第169条―第175
条）」を

「第7節 共生型介護予防サービスに関する基準（第168条の2・第168条の3）

第8節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第169条―第175条）」
に改める。

第1条中「第54条第1項第2号」の次に「，第115条の2の2第1項」を，「第2
項の規定に基づき，指定介護予防サービス」の次に「，共生型介護予防サービス」を加え
る。

第2条中第8号を第9号とし，第7号を第8号とし，第6号の次に次の1号を加える。

(7) 共生型介護予防サービス 法第115条の2の2第1項の申請に係る法第53条第1項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。

第81条第1項中「、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）を置かなければならない」を「置くべき従業者の員数は、次のとおりとする」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 医師 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数

(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上

第81条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。

第82条第1項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第89条中「、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第90条第1項第1号イ中「、看護職員」を削り、同項第3号を削る。

第91条第1項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第93条中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 通常の事業の実施地域

第97条第3項を削る。

第121条第2項第1号中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

第122条に次の1項を加える。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(2) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第130条第1号中「アセスメント」の次に「（指定介護予防支援等基準条例第33条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）」を加える。

第133条第4項中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を、「もの（以下」の次に「この節及び次節において」を加える。

第175条中「第9章第7節」を「第9章第8節」に改める。

第9章中第7節を第8節とし、第6節の次に次の1節を加える。

第7節 共生型介護予防サービスに関する基準

（共生型介護予防短期入所生活介護の基準）

第168条の2 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス（以下この条及び次条において「共生型介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第81号。以下この条において「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第103条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス基準条例第99条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この条において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。

(2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短

期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第168条の3 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条の11、第124条の2及び第124条の4、第132条及び第134条並びに第4節(第146条を除く。)及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第54条第2項中「この節及び次節」とあるのは「第9章第7節」と、第55条の4中「第55条」とあるのは「第168条の3において準用する第142条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)」と、第124条の2第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第137条第1項中「第142条」とあるのは「第168条の3において準用する第142条」と、同項及び第141条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第145条第2項中「次条」とあるのは「第168条の3」と、同項第2号中「第140条第2項」とあるのは「第168条の3において準用する第140条第2項」と、同項第8号中「第139条第1項から第3項まで」とあるのは「第168条の3において準用する第139条第1項から第3項まで」と、第148条中「第132条」とあるのは「第168条の3において準用する第132条」と、「前条」とあるのは「第168条の3において準用する前条」と読み替えるものとする。

第177条第1項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護

予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師，薬剤師，看護職員，介護職員，理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は，それぞれ，利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

第178条第1項第4号イ中「食堂及び」を削り，同項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては，法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（岡山市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年市条例第 号）第44条に規定するユニット型介護医療院をいう。第195条及び第199条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

第179条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第183条に次の1号を加える。

(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては，利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第195条第1項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては，法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有すること。

第199条に次の1号を加える。

(3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては，利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第207条第9項中「のうち1人以上，及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改める。

第215条に次の1項を加える。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第229条中「をいう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第254条第1号中「利用料」の次に「，全国平均貸与価格」を加え、同条に次の1号を加える。

- (7) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供すること。

第255条第4項中「利用者」の次に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

附則に次の3条を加える。

第21条 第207条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院，軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者，要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条及び附則第23条において同じ。）を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設，介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員，機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

- (1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設，介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数

第22条 第231条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。

第23条 第209条及び第233条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第254条第1号の改正規定は、平成30年10月1日から施行する。

(看護職員が行う指定介護予防居宅療養管理指導に係る経過措置)

2 この条例の施行の際現に介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる改正前の岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「旧介護予防サービス等基準条例」という。）第89条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。）が行うものについては、旧介護予防サービス等基準条例第89条から第91条まで及び第97条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

提案理由

指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35
号）の一部改正に伴い，共生型介護予防サービスに関する基準を定める等のため，本条例
の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 9 号 議 案

岡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

岡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第91号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加え，「同条第20項」を「同条第21項」に改める。

第9条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を加え，「3人以下」を「3人以下とし，ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においては，ユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」に改める。

第24条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(2) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第45条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「又は指定介護療養型医療施設」を「指定介護療養型医療施設」に、「に限る。）」を「に限る。）」又は介護医療院」に改め、同表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所」に改める。

第46条第3項及び第47条中「介護老人保健施設」の次に「介護医療院」を加える。

第54条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(2) 介護予防小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第61条第3項、第73条第2項及び第74条中「介護老人保健施設」の次に「介護医療院」を加える。

第79条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的

実施すること。

第84条第3項中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加える。

附 則

この条例は，平成30年4月1日から施行する。

提案理由

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の一部改正に伴い，指定地域密着型介護予防サービスの事業における身体的拘束等の適正化のための措置を講ずる義務を定める等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 0 号 議 案

岡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

岡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第7条第2項中「であること」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること」に改め、同条中第7項を第8項とし、同条第6項中「第3項の」を「第4項の」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に

次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第20条第7号中「虐待の防止」の次に「の」を加える。

第33条第9号中「のために」の次に「，利用者及びその家族の参加を基本としつつ，」を加え、同条第14号の次に次の1号を加える。

(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能^{くわう}その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供すること。

第33条第21号中「以下」を「次号及び第22号において」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付すること。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の一部改正に伴い、指定介護予防支援事業者の医師等に対する情報提供義務を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 1 号 議 案

岡山市国民健康保険事業基金条例の制定について

岡山市国民健康保険事業基金条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市国民健康保険事業基金条例

(設置の目的)

第1条 国民健康保険事業の健全な運営に資するため、岡山市国民健康保険事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、岡山市国民健康保険費特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、各会計年度において岡山市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算上剰余金を生じたときは、当該剰余金から償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てる額を控除した額の全部又は一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、毎会計年度の予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、全部又は一部を処分することができる。

(1) 国民健康保険事業費納付金の財源に充てるとき。

(2) 前号に定めるもののほか、岡山市国民健康保険費特別会計の財源が不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 岡山市国民健康保険条例（昭和36年市条例第21号）により現に積み立てられている基金は、この条例による基金とみなす。

(岡山市国民健康保険条例の一部改正)

3 岡山市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第24条を次のように改める。

第24条 削除

提案理由

国民健康保険法の一部改正に伴う国民健康保険の都道府県単位化に対応し、国民健康保険事業の健全な運営を図ることを目的とする基金を設置するため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 5 2 号 議 案

岡山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

岡山市後期高齢者医療に関する条例（平成20年市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により岡山市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、市が後期高齢者医療保険料を徴収すべき被保険者を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 3 号 議 案

岡山市手話言語等の普及及び理解の促進に関する条例の制定について

岡山市手話言語等の普及及び理解の促進に関する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市手話言語等の普及及び理解の促進に関する条例

手話は、音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできた。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、必要な情報を得ることもコミュニケーションをとることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中、障害者基本法の改正により手話は言語であると規定されるなど障害者に関する様々な国内法が整備され、障害者を取り巻く状況は大きく変わってきている。このような状況に鑑み、手話は言語であるとの認識に基づき、手話の理解と広がりをもって地域で互いに支え合い、手話を使って安心して暮らすことができる市を目指すとともに、手話等のコミュニケーション手段の普及及び理解の促進を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話は言語であるという認識に立ち、手話等のコミュニケーション手段の普及及び理解の促進並びに手話等のコミュニケーション手段を選択して利用する機会の確保について基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、並びに障害者とその障害特性に応じて情報を取得し、及び手話等のコミュニケーション手段を

利用しやすい環境を整備するための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって一人ひとりの尊厳を大切に安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) ろう者 手話を言語として利用して日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (3) 社会的障壁 障害者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (4) 手話等のコミュニケーション手段 手話、要約筆記、点字その他の障害者が日常生活又は社会生活を営むに当たり必要とされるコミュニケーションの手段をいう。
- (5) 合理的な配慮 障害者が日常生活又は社会生活において、障害のない人と同等の権利を行使するため、必要かつ適切な現状の変更、調整等を行うことをいう。
- (6) コミュニケーション支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者その他の障害者への伝達補助等を行う支援者をいう。

(基本理念)

第3条 手話等のコミュニケーション手段の普及及び理解の促進は、手話等のコミュニケーション手段が、障害者が生活をする上で必要不可欠であるという理解の下に、ろう者、中途失聴者、難聴者、視覚障害者その他の手話等のコミュニケーション手段を必要とする障害者とそれ以外の人とが相互に人格及び個性を尊重することを基本として行われなければならない。

- 2 手話等のコミュニケーション手段を利用する人が有している、障害の特性に応じてコミュニケーションを円滑に図る権利は、最大限尊重されなければならない。
- 3 手話の普及は、手話が独自の言語体系を有する文化的所産であるとの理解を基本として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、手話等のコミュニケーション手段の普及及び理解の促進のための施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、社会において手話は言語であると認識されていること並びに障害者が情報を取得し、及び手話等のコミュニケーション手段を選択して利用する機会の確保が、障害者の日常生活及び社会生活にとって必要不可欠であることを理解し、手話等のコミュニケーション手段の普及及び理解の促進に係る市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、社会において手話は言語であると認識されていること並びに障害者が情報を取得し、及び手話等のコミュニケーション手段を選択して利用する機会の確保が、障害者の日常生活及び社会生活にとって必要不可欠であることを理解し、手話等のコミュニケーション手段の普及及び理解の促進に係る市の施策に協力するよう努めるとともに、障害者が手話等のコミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

(施策の推進方針)

第7条 市は、第4条の規定に基づき、手話等のコミュニケーション手段の普及及び理解の促進を図るため、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画において、次に掲げる事項に係る施策を推進するための方針を定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 市民に対する手話等のコミュニケーション手段の普及及び理解の促進
- (2) 障害者が情報を取得し、及び手話等のコミュニケーション手段を選択して利用しやすい環境の整備
- (3) コミュニケーション支援者の育成、確保等

2 市は、前項の方針を推進するために、予算の範囲内において、必要な措置を講ずるも

のとする。

3 市は、第4条の施策の実施状況を確認する必要がある場合は、障害者、コミュニケーション支援者その他の関係者の意見を聴くものとする。

(手話等を学ぶ機会の提供等)

第8条 市は、障害者、コミュニケーション支援者及び関係団体と協力して、市民の手話等のコミュニケーション手段を学ぶ機会の確保に努め、支援するものとする。

(手話等を用いた情報発信等)

第9条 市は、障害者が市政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話等のコミュニケーション手段を用いた情報発信を推進するものとする。

(公共施設における理解促進及び啓発)

第10条 市は、公共施設において、市民の手話等のコミュニケーション手段の普及及び理解の促進を図るための啓発を行うものとする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

障害者が手話等のコミュニケーション手段を利用しやすい環境を整備するための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって一人ひとりの尊厳を大切に安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 5 4 号 議 案

岡山市指定難病審査会条例の制定について

岡山市指定難病審査会条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定難病審査会条例

(趣旨)

第1条 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第8条に規定するもののほか、指定難病審査会（以下「審査会」という。）について必要な事項は、この条例の定めるところによる。

(所掌事務)

第2条 審査会は、法第7条第2項の規定による審査のほか、同条第1項に規定する支給認定に係る審査を行う。

(組織)

第3条 審査会は、委員10人以内で組織する。

(会議等)

第4条 審査会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は審査会が定め、その他必要な事項については市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1小児慢性特定疾病審査会委員の項の次に次のように加える。

指定難病審査会委員	8,000円		
-----------	--------	--	--

提案理由

難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に伴い、指定難病審査会について必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 5 5 号 議 案

岡山市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例

岡山市保健衛生関係事務手数料条例（平成12年市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア（ア）中「ホテル業又は旅館業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同号ア（イ）中「簡易宿所業」を「簡易宿所営業」に改め、同号ア（ウ）中「下宿業」を「下宿営業」に改め、同条第26号に次のように加える。

ウ 法第107条第1項の規定による介護医療院の開設の許可 64,000円

エ 法第107条第2項の規定による介護医療院の変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）の許可 33,000円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中次項の規定は公布の日から、第2条第26号に次のように加える改正規定は平成30年4月1日から、同条第4号の改正規定は平成30年6月15日から施行する。

（施行前の準備）

- 2 旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号。以下「改正法」という。）附則第5条第1項の規定に基づく改正法の施行の日前における改正法による改正後の旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定の例による同法第2条

第2項に規定する旅館・ホテル営業の許可の申請に対する審査の手数料については、この条例による改正後の第2条の例による。

提案理由

旅館業法の一部改正に伴い所要の措置を講ずるとともに、介護保険法の一部改正に伴い介護医療院の開設等の許可の申請に対する審査に係る手数料を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 6 号 議 案

岡山市立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立認定こども園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立認定こども園条例の一部を改正する条例

岡山市立認定こども園条例（平成27年市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条の表を次のように改める。

岡山市中山認定こども園 岡山市北区一宮638番地3

岡山市建部認定こども園 岡山市北区建部町市場330番地

岡山市岡南認定こども園 岡山市北区七日市西町1番14号

岡山市御津金川認定こども園 岡山市北区御津金川476番地

岡山市南方岡山中央認定こども園 岡山市北区南方一丁目3番30号

岡山市太伯認定こども園 岡山市東区神崎町22番地1

岡山市千種認定こども園 岡山市東区瀬戸町万富639番地1

岡山市甲浦認定こども園 岡山市南区飽浦322番地1

岡山市灘崎認定こども園 岡山市南区片岡188番地

岡山市興除認定こども園 岡山市南区中畦645番地11

岡山市錦認定こども園 岡山市南区藤田610番地11

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（岡山市立保育所条例の一部改正）

2 岡山市立保育所条例（昭和39年市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条の表岡山市南方保育園の項、岡山市万富保育園の項、岡山市甲浦保育園の項、岡山市興除保育園の項及び岡山市錦保育園の項を削る。

(岡山市立学校条例の一部改正)

3 岡山市立学校条例（昭和39年市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号の表岡山市立岡山中央幼稚園の項及び岡山市立甲浦幼稚園の項を削る。

提案理由

岡山市南方岡山中央認定こども園、岡山市千種認定こども園、岡山市甲浦認定こども園、岡山市興除認定こども園及び岡山市錦認定こども園を設置するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 7 号 議 案

岡山市立学校条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立学校条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立学校条例の一部を改正する条例

岡山市立学校条例（昭和39年市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号の表岡山市立馬屋上幼稚園の項及び岡山市立江西幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

岡山市立馬屋上幼稚園及び岡山市立江西幼稚園を廃止するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 8 号 議 案

岡山市幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の制定について

岡山市幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項の規定に基づき，幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園（以下「認定こども園」という。）の認定の要件を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣，文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）において使用する用語の例による。

(類型による要件)

第3条 認定こども園は，次の各号に掲げる類型に応じ，当該各号に定める要件を満たさなければならない。

(1) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設であること。

ア 幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号）に従って編成された教育

課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園

イ 幼稚園及び保育機能施設（法第2条第4項に規定する保育機能施設をいう。以下同じ。）のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの

(7) 当該施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されている施設

(4) 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行う施設

(2) 保育所型認定こども園 保育所であって、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うものであること。

(3) 地方裁量型認定こども園 保育機能施設であって、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うものであること。

（職員の配置）

第4条 認定こども園には、満1歳未満の園児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の園児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の園児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の園児おおむね30人につき1人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし、常時2人を下回ってはならない。

2 満3歳以上の園児であって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の4時間程度の利用時間については、満3歳以上の園児について学級を編制し、学級ごとに少なくとも1人の職員（以下「学級担任」という。）に担当させなけ

ればならない。この場合において、1学級の園児の数は35人以下を原則とする。

(職員の資格)

第5条 前条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳未満の園児の保育に従事する者は、保育士の資格（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に規定する資格をいう。以下同じ。）を有する者でなければならない。

2 前条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳以上の園児の教育及び保育に従事する者は、原則として、幼稚園の教員免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項及び第4項に規定する免許状をいう。以下同じ。）及び保育士の資格を併有する者でなければならない。ただし、幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有する者となることができない事由があると市長が認めるときは、そのいずれかの資格を有する者を当該教育及び保育に従事する者となることができる。

3 前項ただし書の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員免許状を有する者でなければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、学級担任を幼稚園の教員免許状を有する者となることが困難であるときは、保育士の資格を有する者であって、規則で定める要件に適合するものを、学級担任とすることができる。

4 第2項ただし書の規定にかかわらず、満3歳以上の園児のうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者を保育士の資格を有する者となることが困難であるときは、幼稚園の教員免許状を有する者であって、規則で定める要件に適合するものを、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者となることができる。

5 認定こども園の園長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有しなければならない。

(設備の基準)

第6条 法第3条第3項の幼稚園及び保育機能施設については、原則として、それぞれの

用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が同一の敷地内又は隣接する敷地内になければならない。ただし、建物等が同一の敷地内又は隣接する敷地内でない場合において、次に掲げる要件を満たすと認められるときは、この限りでない。

(1) 園児に対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。

(2) 園児の移動時の安全が確保されていること。

- 2 認定こども園の園舎の面積（満3歳未満の園児の保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の園児の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の園児の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、第5項本文（満2歳未満の園児の保育を行う場合にあっては、第4項及び第5項本文）に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

学級数	面積（平方メートル）
1学級	180
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

- 3 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならない。

- 4 認定こども園において満2歳未満の園児の保育を行う場合には、前項に規定する施設に加え、乳児室又はほふく室を設けなければならない。この場合において、それぞれの施設設備の面積は次の各号に掲げる施設設備の区分に応じ、当該各号に定める面積以上とする。

(1) 乳児室 1. 65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積

(2) ほふく室 3. 3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積

- 5 第3項の保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の園児1人につき1.98平方メートル以上でなければならない。ただし、満3歳以上の園児については、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、その園舎

の面積（満3歳未満の園児の保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳未満の園児の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の園児の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）が第2項本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

6 第3項の屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて第1号の基準を満たすときは第2号の基準を、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて同号の基準を満たすときは第1号の基準を満たすことを要しない。

(1) 満2歳以上の園児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(2) 次の表に定める面積に満2歳以上満3歳未満の園児について前号の規定により算定した面積を加えた面積以上であること。

学級数	面積（平方メートル）
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

7 保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあつては、当該認定こども園の付近にある適当な場所であつて、次の各号のいずれにも該当するものをもって屋外遊戯場に代えることができる。

(1) 園児が安全に利用できる場所であること。

(2) 利用時間を日常的に確保できる場所であること。

(3) 園児に対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

(4) 前項の規定による屋外遊戯場の基準を満たす場所であること。

（食事）

第7条 認定こども園において園児に食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満3歳以上の園児に対する食事の提供については、次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。

(1) 園児に対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、

栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

(2) 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市等に配置されている栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

(3) 調理業務の受託者については、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

(4) 園児の年齢、発達の段階及び健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等の園児の食事の内容、回数及び時機に適切に対応することができること。

(5) 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

2 前項ただし書の場合において、当該認定こども園には、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

3 幼稚園型認定こども園の園児に対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う園児の数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園には、前条第3項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

4 認定こども園は、園児に対する食事の提供に当たっては、食育を推進するとともに、地産地消（地域で生産された農林水産物を当該地域で消費することをいう。）に努めるものとする。

（教育及び保育の内容）

第8条 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示

第117号)に基づかなければならない。

2 認定こども園における教育及び保育の内容は、園児の1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものでなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、認定こども園においては、規則で定める事項に留意して、教育及び保育を行わなければならない。

(職員の資質の向上等)

第9条 認定こども園は、規則で定める事項に留意して、園児の教育及び保育に従事する者の資質の向上等を図らなければならない。

(子育て支援事業)

第10条 認定こども園における子育て支援事業は、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で、規則で定める事項に留意して実施されなければならない。

(管理運営等)

第11条 認定こども園は、多様な機能を一体的に提供するため、1人の園長を置き、全ての職員の協力を得ながら、一体的な管理運営を行わなければならない。この場合において、幼稚園型認定こども園のうち、第3条第1号イに掲げるものにあつては、幼稚園又は保育機能施設の施設長とは別に認定こども園の園長を置き、又はこれらの施設長のいずれかが認定こども園の園長を兼ねることができる。

2 認定こども園における保育を必要とする園児に対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、園児の保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して園長が定めなければならない。

3 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする園児に対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて園長が定めなければならない。

4 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開示に努めなければならない。

- 5 認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の子ども及び障害のある子ども等特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行わなければならない。
- 6 認定こども園は、本市との連携を図り、前項に規定する子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。
- 7 認定こども園は、耐震、防災、防犯等の園児の健康及び安全を確保する体制を整えなければならない。
- 8 認定こども園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険又は共済制度への加入を通じて、補償の体制を整えなければならない。
- 9 認定こども園は、自己評価、外部評価等において園児の視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めなければならない。
- 10 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨を掲示しなければならない。
- 11 認定こども園は、園児の安定的な処遇の確保を図るため、当該認定こども園を運営するために必要な経済的基礎を備えていなければならない。

(岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用)

第12条 岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第96号）第6条第1項から第4項まで、第7条第1項から第6項まで、第10条から第12条まで、第15条第2項から第5項まで、第20条、第21条第1項及び第3項、第46条第8号並びに第51条の規定は、認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条第1項、第10条、第11条、第15条第2項及び第3項並びに第21条第1項	入所している者	園児

第6条第2項及び第15条第5項	児童の	園児の
第7条第6項	児童等	園児等
第11条の見出し	入所した者	園児
第12条	児童に	園児に
	当該児童	当該園児
第15条第1項	第10条	岡山市幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例第12条において読み替えて準用する第10条
第15条第4項	児童を	園児を
第20条	利用者	園児
第21条第3項	援助に関し，当該措置又は助産の実施，母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る	教育及び保育並びに子育ての支援について，
第46条第8号	3階以上に設ける建物は	3階以上に設ける建物は，建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物（以

		下この号において「耐火建築物」という。)であって
第46条第8号ア	建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)	耐火建築物又は建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)(幼稚園にあつては、耐火建築物)
第46条第8号エ, オ及びク	保育所	認定こども園
第51条	保育所の長	認定こども園の長
	入所している乳幼児	園児
	保育の	教育及び保育の

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(認定こども園の職員の資格に関する特例)

2 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第4条第1項本文の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数が1人となる場合には、当分の間、第5条第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、第4条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち1人は、市長が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。

3 第5条第1項及び第4項(ただし書の規定を適用する場合を除く。)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許

状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第6項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第6項において同じ。）をもって代えることができる。

4 第5条第2項本文の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

5 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第5条第1項、第2項及び第4項の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、市長が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

6 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第4条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

附則第3項	第5条第1項及び第4項（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
附則第4項	第5条第2項本文の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第5項	第5条第1項、第2項及び第4項の規定により置かなければならない幼稚園の教員免	市長が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格

	許状又は保育士の資格を有する者	を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者
--	-----------------	--------------------------

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い，幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定めるため，本条例を制定しようとするものである。

甲 第 5 9 号 議 案

岡山市土壌汚染対策関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市土壌汚染対策関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市土壌汚染対策関係事務手数料条例の一部を改正する条例

岡山市土壌汚染対策関係事務手数料条例（平成21年市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (4) 法第27条の2第1項の規定による汚染土壌処理業の譲渡及び譲受，法第27条の3第1項の規定による汚染土壌処理業者である法人の合併若しくは分割又は法第27条の4第1項の規定による相続人が汚染土壌処理業を引き続き行うことの承認の申請に対する審査 120,000円

附 則

この条例は，平成30年4月1日から施行する。

提案理由

土壌汚染対策法の一部改正に伴い，汚染土壌処理業の譲渡及び譲受等の承認の申請に対する審査事務に係る手数料の額を定めるため，本条例の一部を改正しようとするものである。

岡山市環境影響評価条例の制定について

岡山市環境影響評価条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市環境影響評価条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 技術指針（第4条）
- 第3章 配慮書（第5条－第11条）
- 第4章 方法書（第12条－第17条）
- 第5章 環境影響評価の実施等（第18条・第19条）
- 第6章 準備書（第20条－第26条）
- 第7章 評価書（第27条・第28条）
- 第8章 対象事業の内容の修正等（第29条・第30条）
- 第9章 評価書の公告及び縦覧後の手続（第31条－第34条）
- 第10章 報告書（第35条－第43条）
- 第11章 都市計画法に定める手続との調整（第44条）
- 第12章 岡山市環境影響評価審議会（第45条－第50条）
- 第13章 雑則（第51条－第60条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、土地の形状の変更，工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業

の実施に当たりあらかじめ計画段階配慮及び環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることに鑑み、計画段階配慮及び環境影響評価について市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について計画段階配慮、環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われるために必要な事項を定め、その手続によって行われた計画段階配慮及び環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境影響評価」とは、事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。）の実施が環境に及ぼす影響（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。

2 この条例において「対象事業」とは、市の区域内における次に掲げる事業の種類のうちいずれかに該当する1の事業であつて、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。ただし、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第2条第4項の対象事業（以下「法対象事業」という。）及び法第4条第3項第1号又は第2号の措置がとられる前の法第2条第3項の第2種事業を除く。

(1) 一般国道その他の道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路その他の道路の新設及び改築の事業

(2) 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川に関するダムの新築、堰^{せき}の新築及び改築の事業（以下この号において「ダム新築等事業」という。）

並びに同法第8条の河川工事の事業でダム新築等事業でないもの

- (3) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）による軌道の建設及び改良の事業
- (4) 空港法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港その他の飛行場及びその施設の設置又は変更の事業
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第3項に規定する事業用電気工作物であって発電用のもの及び送電用のものの設置又は変更の工事の事業
- (6) 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）による公有水面の埋立て及び干拓その他の水面の埋立て及び干拓の事業
- (7) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業
- (8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置並びにその構造及び規模の変更の事業
- (9) 工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第3号イに規定する工業団地の造成及び同法第2条第3項に規定する製造業等に係る工場又は事業場の新設又は増設の事業
- (10) 新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）第2条第1項に規定する新住宅市街地開発事業その他の住宅団地の造成の事業
- (11) 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第2条第2項に規定する流通業務団地造成事業その他の流通業務を目的とした団地の造成の事業
- (12) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第11項に規定する第2種特定工作物及びスキー場その他のレクリエーションの用に供される施設の新設又は増設の事業
- (13) 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場の新設又は増設の事業
- (14) 第8号から第13号までに掲げるもののうち2以上のものを併せて実施する用地の造成等の事業

(15) 前各号に掲げるもののほか、1の事業に係る環境影響評価を行う必要の程度がこれらに準ずるものとして規則で定める事業の種類

3 この条例（この章を除く。）において「事業者」とは、対象事業を実施しようとする者（国が行う対象事業にあつては当該対象事業の実施を担当する行政機関（地方支分部局を含む。）の長、委託に係る対象事業にあつてはその委託をしようとする者）をいう。

4 この条例において「計画段階配慮」とは、事業者が対象事業に係る計画の立案の段階において、当該対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定するに当たり、1又は2以上の当該対象事業の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）における当該対象事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項について検討することをいう。

5 この条例において「技術指針」とは、対象事業に係る計画段階配慮、環境影響評価その他の手続を適切に行うために必要であると認められる技術的な指針をいう。

（市、事業者及び市民の責務）

第3条 市、事業者及び市民は、事業の実施前における計画段階配慮及び環境影響評価の重要性を深く認識して、この条例の規定による計画段階配慮、環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。

第2章 技術指針

（技術指針の策定等）

第4条 市長は、既に得られている科学的知見に基づき、技術指針を策定するものとする。

2 市長は、技術指針の内容について常に最新の科学的知見に基づく適切な検討を加え、必要な変更を行うものとする。

3 市長は、技術指針を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ第45条に規定する岡山市環境影響評価審議会に諮問するものとする。

4 市長は、技術指針を策定し、又は変更したときは、これを告示するものとする。

第3章 配慮書

（計画段階配慮事項についての検討）

第5条 事業者は、対象事業に係る計画の立案の段階において、当該対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定するに当たっては、技術指針で定めるところにより、1又は2以上の事業実施想定区域における当該対象事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）についての検討を行わなければならない。

（配慮書の作成等）

第6条 事業者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の目的及び内容
- (3) 事業実施想定区域及びその周囲の概況
- (4) 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果を取りまとめたもの
- (5) 対象事業の実施に当たり必要な許可、認可、免許その他これらに類する行為（以下「許認可等」という。）の種類及び根拠法令等

2 相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて配慮書を作成することができる。

3 事業者は、配慮書を作成したときは、速やかに、当該配慮書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を市長に送付しなければならない。

（配慮書についての公告及び縦覧）

第7条 事業者は、前条第3項の規定による送付を行った後、配慮書について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、配慮書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して30日間、配慮書及び要約書を技術指針で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される区域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（配慮書についての意見書の提出等）

第8条 配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の縦覧期間内に、市長に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

3 市長は、第1項の期間を経過した後、事業者に対し、同項の規定により提出された意見書の写しを、送付するものとする。

(配慮書見解書の提出等)

第9条 事業者は、前条第3項の規定による意見書の写しの送付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した書類（以下「配慮書見解書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 第6条第1項第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 前条第1項の規定により述べられた意見の概要
- (3) 前号の意見についての事業者の見解

2 市長は、前項の規定による配慮書見解書の提出を受けたときは当該配慮書見解書を、前条第1項の意見が述べられなかったときはその旨を、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(配慮書についての市長の意見等)

第10条 市長は、前条第1項の規定による配慮書見解書の提出を受け、又は第8条第1項の意見が述べられなかった旨を公表したときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、あらかじめ第45条に規定する岡山市環境影響評価審議会の意見を聴くことができる。

3 市長は、第1項の意見を述べたときは、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法によりこれを公表するものとする。

(対象事業の廃止等)

第11条 事業者は、第7条の規定による公告を行ってから第13条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、市長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

- (1) 対象事業を実施しないこととしたとき。
- (2) 第6条第1項第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が対象事業に該当しないこととなったとき。
- (3) 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前項第3号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、同項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は当該引継ぎ後の事業者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は当該引継ぎ後の事業者について行われたものとみなす。

第4章 方法書

(方法書の作成等)

第12条 事業者は、配慮書の内容を踏まえるとともに、第10条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案し、第8条第1項の意見に配慮して、第5条の対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定し、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 第6条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる事項
- (2) 対象事業が実施されるべき区域（以下「対象事業実施区域」という。）及びその周囲の概況
- (3) 第8条第1項の規定により述べられた意見の概要
- (4) 第10条第1項の市長の意見
- (5) 前2号の意見についての事業者の見解
- (6) 第5条の対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容
- (7) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（当該手法が決定されていない場合にあつては、対象事業に係る環境影響評価の項目）

2 第6条第2項の規定は、方法書の作成について準用する。

3 事業者は、方法書を作成したときは、方法書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を市長に送付しなければならない。

（方法書についての公告及び縦覧）

第13条 事業者は、前条第3項の規定による送付を行った後、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して30日間、方法書及び要約書を技術指針で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（方法書説明会の開催等）

第14条 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、前条に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。

3 市長は、事業者が方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、当該事業者に対し、助言を行うことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、第2項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。

5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

（方法書についての意見書の提出等）

第15条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第13条の公告の日から、同条の縦覧期間の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、

市長に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

3 市長は、第1項の期間を経過した後、事業者に対し、同項の規定により提出された意見書の写しを送付するものとする。

(方法書見解書の提出等)

第16条 事業者は、前条第3項の規定による意見書の写しの送付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した書類（以下「方法書見解書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 第12条第1項第1号に掲げる事項

(2) 前条第1項の規定により述べられた意見の概要

(3) 前号の意見についての事業者の見解

2 市長は、前項の規定による方法書見解書の提出を受けたときは当該方法書見解書を、前条第1項の意見が述べられなかったときはその旨を、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(方法書についての市長の意見等)

第17条 市長は、前条第1項の規定による方法書見解書の提出を受け、又は第15条第1項の意見が述べられなかった旨を公表したときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、あらかじめ第45条に規定する岡山市環境影響評価審議会の意見を聴くことができる。

3 市長は、第1項の意見を述べたときは、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第5章 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目の選定等)

第18条 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第15条第1項の意見に配慮して、第12条第1項第7号に掲げる事項について検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

(環境影響評価の実施)

第19条 事業者は、前条の規定により選定した項目及び手法に基づいて、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

第6章 準備書

(準備書の作成等)

第20条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、技術指針で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 第12条第1項第1号から第6号までに掲げる事項
- (2) 第15条第1項の規定により述べられた意見の概要
- (3) 第17条第1項の市長の意見
- (4) 前2号の意見についての事業者の見解
- (5) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- (6) 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの

ア 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとに取りまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。）

イ 環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）

ウ イに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置

エ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

- (7) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

2 第6条第2項の規定は、準備書の作成について準用する。

3 事業者は、準備書を作成したときは、準備書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を市長に送付しなければならない。

(準備書についての公告及び縦覧)

第21条 事業者は、前条第3項の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して30日間、準備書及び要約書を技術指針で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（第15条第1項及び第17条第1項の意見並びに第19条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み第13条の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。）内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(準備書説明会の開催)

第22条 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「準備書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第14条第2項から第5項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第4項中「第2項」とあるのは「第22条第2項において準用する第2項」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第22条第1項及び同条第2項において準用する前3項」と読み替えるものとする。

(準備書についての意見書の提出等)

第23条 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第21条の公告の日から、同条の縦覧期間の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、市長に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

3 市長は、第1項の期間を経過した後、事業者に対し、同項の規定により提出された意見書の写しを送付するものとする。

(準備書見解書の作成等)

第24条 事業者は、前条第3項の規定による意見書の写しの送付を受けたときは、次に

掲げる事項を記載した書類（以下「準備書見解書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 第12条第1項第1号に掲げる事項
- (2) 前条第1項の規定により述べられた意見の概要
- (3) 前号の意見についての事業者の見解

2 市長は、前項の規定による準備書見解書の提出を受けたときは当該準備書見解書を、前条第1項の意見が述べられなかったときはその旨を、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（公聴会の開催等）

第25条 市長は、前条第1項の規定による準備書見解書の提出を受けて必要と認めるときは、規則で定めるところにより、公聴会を開催し、準備書又は準備書見解書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を聴くことができる。

2 市長は、前項の公聴会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらをその開催を予定する日の3週間前までに公告するものとする。

3 市長は、第1項の規定により公聴会を開催したときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該公聴会の結果を記載した書類を作成し、事業者に送付するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（準備書についての市長の意見等）

第26条 市長は、第24条第1項の規定による準備書見解書の提出を受け、又は第23条第1項の意見が述べられなかった旨を公表したときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、あらかじめ第45条に規定する岡山市環境影響評価審議会の意見を聴くことができる。

3 市長は、第1項の意見を述べたときは、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第7章 評価書

(評価書の作成等)

第27条 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第23条第1項及び第25条第1項の意見に配意して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正が必要であると認めるとき（当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

(1) 第6条第1項第2号に掲げる事項の修正（事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当するものを除く。） 第12条から第28条までに規定する環境影響評価その他の手続を経ること。

(2) 第6条第1項第1号又は第20条第1項第2号から第4号まで若しくは第7号に掲げる事項の修正（前号に該当する場合を除く。） 次項及び次条の規定による環境影響評価その他の手続を行うこと。

(3) 前2号に掲げるもの以外のもの 技術指針で定めるところにより、当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。

2 事業者は、前項第1号に該当する場合を除き、同項第3号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書（以下「評価書」という。）を、技術指針で定めるところにより作成しなければならない。

(1) 第20条第1項各号に掲げる事項

(2) 第23条第1項の規定により述べられた意見の概要

(3) 第25条第1項の規定により公聴会が開催された場合にあっては、当該公聴会において述べられた意見の概要

(4) 前条第1項の市長の意見

(5) 前3号の意見についての事業者の見解

3 事業者は、評価書を作成したときは、評価書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を市長に送付しなければならない。

(評価書の公告及び縦覧)

第28条 事業者は、前条第3項の規定による送付を行った後、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して30日間、評価書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第8章 対象事業の内容の修正等

(事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続)

第29条 事業者は、第13条の規定による公告を行ってから前条の規定による公告を行うまでの間に、第6条第1項第2号に掲げる事項を修正しようとする場合（第27条第1項の規定の適用を受ける場合を除く。）において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第12条から前条までの規定による環境影響評価その他の手続を経なければならない。ただし、当該事項の修正が事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当する場合は、この限りでない。

(対象事業の廃止等)

第30条 事業者は、第13条の規定による公告を行ってから第28条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、その旨を市長に通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(1) 対象事業を実施しないこととしたとき。

(2) 第6条第1項第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が対象事業に該当しないこととなったとき。

(3) 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前項第3号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、同項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った計画段階配慮、環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた計画段階配慮、環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者について行われたものとみなす。

第9章 評価書の公告及び縦覧後の手続

(対象事業の実施の制限)

第31条 事業者は、第28条の規定による公告を行うまでは、対象事業（第27条第1項又は第29条の規定による修正があった場合において当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業）を実施してはならない。

2 事業者は、第28条の規定による公告を行ってから第39条の規定による公告を行うまでの間に、第6条第1項第2号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更後の事業が対象事業に該当するときは、当該変更について、あらかじめ市長に届け出なければならない。ただし、当該変更が事業規模の縮小、規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更該当する場合は、この限りでない。

3 市長は、前項の規定による届出があった場合であって、当該変更後の事業について第12条から第28条までの規定による環境影響評価、第38条から第43条までの規定によるその他の手続の全部又は一部を再度行う必要があると判断したときは、規則で定める期間内に、当該変更後の事業を行う事業者はその旨を通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた事業者は、第12条から第28条までの規定による環境影響評価、第38条から第43条までの規定によるその他の手続の全部又は一部を再度行わなければならない。

5 市長は、第3項の規定による判断をする場合において、あらかじめ第45条に規定する岡山市環境影響評価審議会に諮問するものとする。

6 第1項の規定は、第4項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととなった事業者について準用する。この場合において、第1項中「公告」とあるのは、「公告（同条の規定による公告を行い、かつ、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を再び経た後に行うものに限る。）」と読み替えるものとする。

7 事業者は、第28条の規定による公告を行った後に対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合には、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。この場合において、前条第2項の規定は、当該引継ぎについて準用する。

（評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施）

第32条 事業者は、第28条の規定による公告を行った後に、対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために第20条第1項第5号又は第6号に掲げる事項を変更

する必要があると認めるときは、当該変更後の対象事業について、更に第12条から第28条まで又は第18条から第28条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

2 事業者は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公告するものとする。

3 第29条から前条までの規定は、第1項の規定により環境影響評価その他の手続が行われる対象事業について準用する。この場合において、同条第1項中「公告」とあるのは、「公告（次条第1項に規定する環境影響評価その他の手続を行った後に行うものに限る。）」と読み替えるものとする。

（事業者の環境保全の配慮）

第33条 事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようにしなければならない。

（許認可等への配慮）

第34条 市長は、対象事業の実施に係る許認可等の申請書類の提出があつた場合、当該申請書類の内容と当該対象事業に係る評価書の内容に齟齬そごがないことを確認するものとする。

2 市長は、対象事業の実施に係る許認可等を行う者が市長以外の者である場合には、当該許認可等を行う者に当該対象事業に係る評価書の写しを送付するとともに、当該対象事業に係る許認可等の申請書類の内容と当該評価書の内容に齟齬そごがないことの確認を要請するものとする。

第10章 報告書

（工事等の着手の届出）

第35条 事業者は、対象事業に係る工事に着手するときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

（工事等の完了の届出）

第36条 事業者は、対象事業に係る工事を完了したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

（供用開始の届出）

第37条 事業者は、対象事業に係る土地又は工作物の供用を開始するときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

(環境保全措置等の報告等)

第38条 第28条の規定による公告を行った事業者（当該事業者が対象事業の実施前に当該対象事業を他の者に引き継いだ場合には、当該対象事業を引き継いだ者）は、技術指針で定めるところにより、第20条第1項第6号イに掲げる措置（回復することが困難であるためその保全が特に必要であると認められる環境に係るものであって、その効果が確実でないものとして規則で定めるものに限る。）、同号ウに掲げる措置及び同号ウに掲げる措置により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置であって、当該対象事業の実施において講じたものに係る次に掲げる事項を記載した報告書（以下「報告書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、対象事業の名称、種類及び規模、対象事業が実施された区域の位置その他の対象事業に関する基礎的な情報
- (2) 環境保全措置（第4号に掲げるものを除く。）の実施の内容、効果及びその不確実性の程度
- (3) 対象事業に係る工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境の状況を把握するための調査（以下「事後調査」という。）の項目、手法及び結果
- (4) 前号の措置により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の実施の内容、効果及びその不確実性の程度
- (5) 専門家の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家の専門分野並びに可能な場合には、当該専門家の所属機関の種別
- (6) 報告書作成後に環境保全措置又は事後調査を行う場合には、その実施の内容等又はその結果等を公表する旨

2 前項に規定する事業者は、対象事業を他の者に引き継いだ場合又は当該事業者と土地若しくは工作物の供用開始後の管理者が異なる場合等において、当該管理者との協力又は当該管理者への要請等の方法及び内容を、報告書に記載しなければならない。

3 第1項に規定する事業者は、報告書を作成したときは、報告書及びこれを要約した書

類（次条において「要約書」という。）を市長に送付しなければならない。

（報告書の公告及び縦覧）

第39条 事業者は、前条第3項の規定による送付を行った後、規則で定めるところにより、報告書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して30日間、報告書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（報告書についての意見書の提出等）

第40条 報告書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の縦覧期間内に、市長に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

3 市長は、第1項の期間を経過した後、事業者に対し、同項の規定により提出された意見書の写しを送付するものとする。

（報告書見解書の作成等）

第41条 事業者は、前条第3項の規定による意見書の写しの送付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した書類（以下「報告書見解書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 第38条第1項各号に掲げる事項

(2) 前条第1項の規定により述べられた意見の概要

(3) 前号の意見についての事業者の見解

2 市長は、前項の規定による報告書見解書の提出を受けたときは当該報告書見解書を、前条第1項の意見が述べられなかったときはその旨を、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（報告書についての市長の意見等）

第42条 市長は、前条第1項の規定による報告書見解書の提出を受け、又は第40条第1項の意見が述べられなかった旨を公表したときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、報告書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、あらかじめ第45条に規定する岡山市環境影響評価審議会の意見を聴くことができる。

3 市長は、第1項の意見を述べたときは、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(報告書の公告後における事業者の環境保全の配慮)

第43条 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第40条第1項の意見に配慮して、環境の保全について適正な配慮を行うものとする。

第11章 都市計画法に定める手続との調整

第44条 市長は、対象事業が都市計画法に規定する都市計画に定めようとする事業である場合のこの条例の規定による計画段階配慮、環境影響評価その他の手続については、同法に定める手続との調整を図り、適切かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

第12章 岡山市環境影響評価審議会

(設置)

第45条 この条例に定める環境影響評価等に関する事項を調査審議させるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、岡山市環境影響評価審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第46条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第47条 委員は、法第2条第1項に規定する環境の構成要素に係る項目及び環境影響評価等の審議に係る項目に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長等)

第48条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議等)

第49条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(その他)

第50条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は会長が審議会に諮って定め、その他必要な事項については市長が別に定める。

第13章 雑則

(法対象事業に該当しないこととなった対象事業)

第51条 法対象事業であった事業が、法第3条の3第1項第2号又は法第5条第1項第2号に掲げる事項の修正により法対象事業に該当しないこととなった場合において、当該事業が対象事業に該当するときは、当該対象事業については、この条例の規定を適用する。

2 前項の場合において、市長は、法の規定に基づいて実施した環境影響評価その他の手続の段階に応じて必要な限度において、当該対象事業について、この条例の規定による手続の一部を免除することができる。

(他の地方公共団体の長との協議)

第52条 市長は、対象事業の事業実施想定区域、対象事業実施区域又は関係地域（以下「事業実施想定区域等」という。）に、市の区域に属さない地域が含まれていると認める場合は、事業実施想定区域等における計画段階配慮、環境影響評価その他の手続に関して、当該市の区域に属さない地域を管轄する地方公共団体の長と協議するものとする。

2 前項の場合において、市長は、役割分担の見地から必要な限度において、当該対象事業について、この条例の規定による手続の全部又は一部を免除することができる。

(報告及び調査の協力要請)

第53条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告若しくは

資料の提出について協力を求め、又はその職員が、事業者の事務所若しくは対象事業が実施されている場所に立ち入り、対象事業の実施状況その他の物件を調査することについて協力を求めることができる。

(勧告、命令及び公表)

第54条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) この条例の規定に違反して、計画段階配慮、環境影響評価その他の手続を行わないとき。

(2) 配慮書、方法書、準備書、評価書又は報告書に虚偽の事項を記載したとき。

(3) 第31条の規定に違反して対象事業を実施したとき。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に従うよう命ずることができる。

3 市長は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

4 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該命令を受けた者に対し、弁明の機会を付与しなければならない。

(市との連絡)

第55条 事業者は、この条例の規定による公告若しくは縦覧又は方法書説明会若しくは準備書説明会の開催について、市と密接に連絡し、必要に応じ、市に協力を求めることができる。

(適用除外)

第56条 この条例の規定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第2項に規定する事業、建築基準法（昭和25年法律第201号）第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の被災市街地復興推進地域において実施される同条第3号に規定する事業については、適用しない。

(法対象事業等の意見の概要等の公表)

第57条 市長は、法第9条若しくは第19条に規定する書類又は岡山県環境影響評価等に関する条例（平成11年岡山県条例第7号。以下「県条例」という。）第8条第3項若しくは第16条第3項に規定する書類の送付を受けたときは、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法によりこれを公表するものとする。

（法対象事業等に係る市長の意見の形成の手続）

第58条 市長は、法第3条の7第1項、第10条第2項若しくは第4項若しくは第20条第2項若しくは第4項の意見を述べるために必要があると認めるとき又は県条例第6条第3項、第8条第4項、第13条第3項、第16条第4項若しくは第24条第2項の意見を述べるために必要があると認めるときは、あらかじめ審議会の意見を聴くことができる。

2 市長は、前項の意見を述べたときは、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法によりこれを公表するものとする。

（法対象事業等に係る勧告）

第59条 市長は、法第2条第5項の事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 法の規定に違反して法第2条第1項の環境影響評価その他の手続を行わないとき。

(2) 法第3条の3第1項の配慮書、法第5条第1項の方法書、法第14条第1項の準備書、法第21条第2項の評価書又は法第38条の2第1項の報告書に虚偽の記載をしたとき。

2 市長は、県条例第2条第3号の事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 県条例の規定に違反して県条例第2条第1号の環境影響評価その他の手続を行わないとき。

(2) 県条例第5条第1項の実施計画書、県条例第12条第1項の準備書、県条例第19条第2項の評価書又は県条例第29条第1項の報告書に虚偽の記載をしたとき。

（委任）

第60条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第1章、第2章及び第12章の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 県条例第2条第2号の対象事業(以下「県条例対象事業」という。)であって、施行日において対象事業に該当するもののうち、施行日前に県条例第13条第1項の規定により岡山県知事に対し県条例第12条第1項の準備書が送付されたものについては、この条例の規定は適用しない。
- 3 施行日前に県条例の規定に基づく環境影響評価その他の手続に着手した県条例対象事業であって、施行日において対象事業に該当するもののうち、前項に定めるもの以外のものについては、この条例の規定を適用する。
- 4 市長は、県条例の規定に基づいて実施した環境影響評価その他の手続の段階に応じて必要な限度において、前項の対象事業について、この条例の規定による手続の一部を免除することができる。
- 5 施行日において対象事業の実施に係る許認可等の申請その他の行為で規則で定めるものがなされている事業(施行日以後その内容を変更せず、又は事業規模の縮小、軽微な変更その他規則で定める変更のみをして実施するものに限る。)については、この条例の規定は適用しない。

(岡山市環境保全条例の一部改正)

- 6 岡山市環境保全条例(平成12年市条例第46号)の一部を次のように改正する。
第11条第2項を削る。
第29条の11第1項中「行おうとする行為」を「、実施しようとする行為」に、「又は非常災害」を「、非常災害」に、「行為は」を「行為又は環境影響評価法(平成9年法律第81号)第2条第4項の対象事業、岡山県環境影響評価等に関する条例(平成11年岡山県条例第7号)第2条第2号の対象事業若しくは岡山市環境影響評価条例(平成30年市条例第 号)第2条第2項の対象事業に該当する行為を実施しようとする場合は」に改める。

提案理由

土地の形状の変更，工作物の新設等の事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し，もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に資するため，本条例を制定しようとするものである。

甲 第 6 1 号 議 案

岡山市廃棄物関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市廃棄物関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市廃棄物関係事務手数料条例の一部を改正する条例

岡山市廃棄物関係事務手数料条例（平成12年市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中「条例」を「条」に改め、第24号を第26号とし、第7号から第23号までを2号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 法第12条の7第1項の規定による同項各号のいずれにも適合していることについての認定の申請に対する審査 147,000円

(8) 法第12条の7第7項の規定による同条第2項各号に掲げる事項の変更の認定の申請に対する審査 134,000円

第4条第9号中「75,000円」を「67,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に申請がされている使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第70条第1項の規定による破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査手数料の額については、なお従前の例による。

提案理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査手数料の額を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 6 2 号 議 案

岡山市小規模企業・中小企業振興条例の制定について

岡山市小規模企業・中小企業振興条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市小規模企業・中小企業振興条例

岡山市中小企業振興条例（昭和46年市条例第97号）の全部を改正する。

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 中小企業の振興（第3条―第11条）

第3章 小規模企業の振興（第12条―第20条）

第4章 産業振興計画等（第21条・第22条）

第5章 財政措置（第23条）

第6章 雑則（第24条）

附則

本市は、旭川及び吉井川の2大河川を有する岡山平野の中央に位置し、豊富な水資源と瀬戸内の温暖な気候風土に恵まれ、古くは吉備文化の中心地として栄えた。戦国時代から江戸時代にかけては、岡山城を中心とする城下町として栄え、明治22年に市政が施行され「岡山市」となって以後、政治・経済、交通、教育・文化、医療等の様々な都市機能を備えた中心都市として発展した。また、戦後は、市民の復興への熱意もあって市勢は飛躍的に回復し、昭和47年の新大阪・岡山間の山陽新幹線開業を始め、瀬戸大橋、岡山空港、山陽自動車道、岡山自動車道等の広域高速交通網の整備が進み、平成21年4月1日に全国で18番目の政令指定都市となり、中四国地方の中核拠点都市として発展を続けている。

こうした発展の過程において、商業を中心に多様な産業が集積し、その大多数を占める小規模企業・中小企業が誕生した。小規模企業・中小企業は、その事業活動を通じて地域経済と雇用を支えるとともに、地域社会の発展や市民生活の向上を図るための中心的な役割を果たし、本市の経済発展に貢献してきた。そして、人口の減少、少子化及び高齢化の進展、グローバル化に伴う企業間・地域間の競争の激化など、本市を取り巻く社会・経済情勢が大きく変化する中であっても、小規模企業・中小企業は本市の発展にとって欠くことのできない存在となっている。

このような状況において、本市が未来に向けて発展するためには、地域産業の基盤を支える小規模企業・中小企業の健全な成長及び持続的な発展が必要不可欠であり、本市の小規模企業・中小企業がその力を存分に発揮できる環境を整えるよう地域を挙げての取組が求められている。

ここに、小規模企業・中小企業が地域の経済及び社会の発展にとって重要であるという認識を市民全体で共有し、地域社会が一体となって小規模企業・中小企業の振興に取り組むためにこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における小規模企業・中小企業の果たす役割の重要性に鑑み、小規模企業・中小企業の振興に関する基本理念を定めること等により、小規模企業・中小企業の健全な発展を促進し、もって本市における産業の振興及び市民生活の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法第2条第1項各号に掲げるものであって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 大企業者 中小企業者以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するも

のをいう。

- (4) 中小企業に関する団体 商工会議所，商工会，中小企業団体中央会その他の中小企業の振興を行う団体であつて，市内に事務所を有するものをいう。
- (5) 金融機関 銀行，信用金庫その他の金融機関であつて，市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (6) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校及び専修学校であつて，市内に所在するものをいう。
- (7) 市民 市内に居住し，勤務し，又は通学する者をいう。
- (8) 経営の革新 中小企業基本法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。
- (9) 創造的な事業活動 中小企業基本法第2条第3項に規定する創造的な事業活動をいう。
- (10) 経営資源 中小企業基本法第2条第4項に規定する経営資源をいう。

第2章 中小企業の振興

（中小企業振興の基本理念）

第3条 中小企業の振興は，次に掲げる基本理念に沿って推進されなければならない。

- (1) 中小企業者の自主的かつ創造的な事業活動が助長されること。
- (2) 中小企業者の経営の革新，創業の促進，円滑な事業承継，経営基盤の強化及び経済的・社会的環境への適応の円滑化がなされることにより，その多様で活力ある成長発展が図られること。
- (3) 中小企業者が地域の経済及び社会の発展並びに地域住民の生活向上に貢献する存在であることを理解し，その果たす役割の重要性を認識すること。

（中小企業振興に係る市の責務）

第4条 市は，前条の中小企業振興の基本理念（以下「中小企業振興基本理念」という。）にのっとり，本市の実情に応じた中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し，周知し，及び実施するものとする。

2 市は，前項の施策の実施に当たっては，国，岡山県，中小企業に関する団体等と連携・協力を図ることにより，効果的に実施するよう努めるものとする。

3 市は，中小企業に関する情報の提供等を通じて，中小企業振興基本理念に関する市民

の理解を深めるよう努めるものとする。

(中小企業者の努力)

第5条 中小企業者は、経済的・社会的環境の変化を常に意識し、事業の成長発展のために自主的に経営の改善及び向上に努めるとともに、社会・環境と調和のとれた事業活動を通じて、地域社会への貢献に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(中小企業振興に係る大企業者の役割)

第6条 大企業者は、その事業活動が地域社会に及ぼす影響を常に意識し、地域の中小企業者との連携・協力を努めるとともに、市が実施する第4条第1項の施策に協力するよう努めるものとする。

(中小企業振興に係る中小企業に関する団体の役割)

第7条 中小企業に関する団体は、中小企業者の経営の改善及び向上に積極的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する第4条第1項の施策に協力するよう努めるものとする。

(中小企業振興に係る金融機関の役割)

第8条 金融機関は、中小企業者の状況をきめ細かく把握し、円滑な資金調達の支援に努めるとともに、市が実施する第4条第1項の施策に協力するよう努めるものとする。

(中小企業振興に係る学校の役割)

第9条 学校は、教育を通じて、地域の中小企業者が地域の経済及び社会の発展並びに地域住民の生活向上に貢献していることの理解が進むよう努めるとともに、市が実施する第4条第1項の施策に協力するよう努めるものとする。

2 大学等は、中小企業者との共同研究等の産学官連携の促進に努め、中小企業者の経営の革新を図るよう支援に努めるものとする。

(中小企業振興に係る市民の理解及び協力)

第10条 市民は、地域の経済及び社会の発展並びに地域住民の生活向上のために中小企業者が重要な役割を果たしていることを理解し、その立場を尊重し、市が実施する第4条第1項の施策に協力するよう努めるものとする。

(中小企業振興施策の基本方針)

第11条 市は、中小企業振興基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として第

4条第1項の施策を実施するものとする。

- (1) 中小企業者の経営基盤の安定・強化及び経営の改善を図ること。
- (2) 中小企業者に対する資金の円滑な供給を図ること。
- (3) 中小企業者の販路開拓を図ること。
- (4) 中小企業者の新たな事業展開を図ること。
- (5) 中小企業者の事業活動に必要な人材の確保及び育成を図ること。
- (6) 中小企業者の創業の促進を図ること。
- (7) 中小企業者の円滑な事業承継の促進を図ること。
- (8) 市が行う工事の発注並びに物品及び役務の調達において、中小企業者の受注機会の拡大を図ること。
- (9) 中小企業に関する団体の活動の促進を図ること。
- (10) その他中小企業の振興を図ること。

第3章 小規模企業の振興

(小規模企業振興の基本理念)

第12条 小規模企業の振興は、小規模企業者がその経営資源を有効に活用することにより、その活力の向上が図られ、及びその円滑かつ確実な事業の運営が確保されるよう考慮するとともに、小規模企業者の持続的な発展が図られることを旨として推進されなければならない。

(小規模企業振興に係る市の責務)

第13条 市は、前条の小規模企業振興の基本理念（以下「小規模企業振興基本理念」という。）にのっとり、本市の実情に応じた小規模企業の振興に関する施策を総合的に策定し、周知し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、国、岡山県、中小企業に関する団体等と連携・協力を図ることにより、効果的に実施するよう努めるものとする。

3 市は、小規模企業に関する情報の提供等を通じて、小規模企業振興基本理念に関する市民の理解を深めるよう努めるものとする。

(小規模企業者の努力)

第14条 小規模企業者は、経済的・社会的環境の変化を常に意識し、事業の持続的な発

展のために自主的に経営の改善及び向上に努めるとともに、社会・環境と調和のとれた事業活動を通じて、地域社会への貢献に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(小規模企業振興に係る大企業者の役割)

第15条 大企業者は、その事業活動が地域社会に及ぼす影響を常に意識し、地域の小規模企業者との連携・協力を努めるとともに、市が実施する第13条第1項の施策に協力するよう努めるものとする。

(小規模企業振興に係る中小企業に関する団体の役割)

第16条 中小企業に関する団体は、小規模企業者の経営の改善及び向上に積極的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する第13条第1項の施策に協力するよう努めるものとする。

(小規模企業振興に係る金融機関の役割)

第17条 金融機関は、小規模企業者の状況をきめ細かく把握し、円滑な資金調達の支援に努めるとともに、市が実施する第13条第1項の施策に協力するよう努めるものとする。

(小規模企業振興に係る学校の役割)

第18条 学校は、教育を通じて、地域の小規模企業者が地域の経済及び社会の発展並びに地域住民の生活向上に貢献していることの理解が進むよう努めるとともに、市が実施する第13条第1項の施策に協力するよう努めるものとする。

2 大学等は、小規模企業者との共同研究等の産学官連携の促進に努め、小規模企業者の経営の革新を図るよう支援に努めるものとする。

(小規模企業振興に係る市民の理解及び協力)

第19条 市民は、地域の経済及び社会の発展並びに地域住民の生活向上のために小規模企業者が重要な役割を果たしていることを理解し、その立場を尊重し、市が実施する第13条第1項の施策に協力するよう努めるものとする。

(小規模企業振興施策の基本方針)

第20条 市は、小規模企業振興基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として第13条第1項の施策を実施するものとする。

(1) 小規模企業者の経営基盤の安定・強化及び経営の改善を図ること。

- (2) 小規模企業者に対する資金の円滑な供給を図ること。
- (3) 小規模企業者の販路開拓を図ること。
- (4) 小規模企業者の新たな事業展開を図ること。
- (5) 小規模企業者の事業活動に必要な人材の確保及び育成を図ること。
- (6) 小規模企業者の創業の促進を図ること。
- (7) 小規模企業者の円滑な事業承継の促進を図ること。
- (8) 市が行う工事の発注並びに物品及び役務の調達において、小規模企業者の受注機会の拡大を図ること。
- (9) 小規模企業を支援する団体の活動の促進を図ること。
- (10) その他小規模企業の振興を図ること。

第4章 産業振興計画等

(市の産業振興計画)

第21条 市は、第4条第1項及び第13条第1項の施策を計画的かつ効果的に実施する等のため、市の産業振興に関する基本的な計画を策定するものとする。

(施策及び計画への反映)

第22条 市は、小規模企業者、中小企業者、中小企業に関する団体等の意見を聴取し、第4条第1項及び第13条第1項の施策並びに前条の計画に反映することにより、より効果的な施策が展開できるよう努めるものとする。

第5章 財政措置

(市の財政上の措置)

第23条 市は、第4条第1項及び第13条第1項の施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第6章 雑則

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

本市における小規模企業・中小企業の果たす役割の重要性に鑑み、小規模企業・中小企業の振興に関する基本理念を定めること等により、小規模企業・中小企業の健全な発展を促進し、もって本市における産業の振興及び市民生活の向上を図るため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 6 3 号 議 案

岡山市公園条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市公園条例の一部を改正する条例

岡山市公園条例（昭和35年市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の4の見出し中「設置」を「建築面積の」に改める。

第2条の6を第2条の7とし、第2条の5を第2条の6とし、第2条の4の次に次の1条を加える。

（運動施設の敷地面積の基準）

第2条の5 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

別表第1第11項の表に次のように加える。

旭川さくら緑地	岡山市中区古京町一丁目～中区浜二丁目
---------	--------------------

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

旭川さくら緑地を設置するとともに、都市公園法施行令の一部改正に伴い、運動施設の敷地面積の基準を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 6 4 号 議 案

岡山市児童遊園地条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市児童遊園地条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市児童遊園地条例の一部を改正する条例

岡山市児童遊園地条例（昭和48年市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

湊第8遊園地	岡山市中区湊
東平島第5遊園地	岡山市東区東平島
西大寺東三丁目第2遊園地	岡山市東区西大寺東三丁目

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

湊第8遊園地ほか2遊園地を設置するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 6 5 号 議 案

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例

岡山市建築関係事務手数料条例（平成12年市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第8条第8号中「又は第13項ただし書」を「，第13項ただし書又は第14項ただし書」に改め，同条第23号中「建ぺい率」を「建祇率」に改める。

附 則

この条例は，平成30年4月1日から施行する。

提案理由

建築基準法の一部改正に伴い，建築許可等申請手数料の額を定める等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 6 6 号 議 案

岡山市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

岡山市建築基準法施行条例（平成12年市条例第118号）の一部を次のように改正する。

第7条の表第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域の項中「又は第二種低層住居専用地域」を「，第二種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

附 則

この条例は，平成30年4月1日から施行する。

提案理由

建築基準法の一部改正に伴い，日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域を追加する等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 6 7 号 議 案

岡山市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市営住宅条例の一部を改正する条例

岡山市営住宅条例（平成9年市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「第11条」を「第12条」に改める。

第14条第1項中「（第3項）」を「（第5項）」に改め、同条第4項中「第1項」を「第1項及び第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項ただし書の規定にかかわらず、市長は、入居者が次条第1項ただし書に規定する者に該当すると認めるときは、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、政令第2条に規定する方法により、省令第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入及び当該市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第15条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、入居者が省令第8条各号のいずれかに該当する者であって、収入の申告をすること及び第35条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるものは、この限りでない。

第15条第2項中「前項に規定する」を「前項本文の規定による」に、「第8条」を「第7条」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項本文」に、「に基づき」を「又は省令第9条に規定する方法により収入の額を把握したときは」に改める。

第15条の2第1項第2号中「、近傍同種の住宅の」を削り、「について」を「におい

て」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 第14条第3項の規定により家賃が決定されている場合において収入の申告がなされたとき。

第17条第4項中「第30条第3項」を「第30条第4項」に改める。

第18条第2項中「第16条各号」を「第16条第1項各号」に改める。

第24条中「市営住宅を引き続き15日以上使用しない」を「引き続き15日以上市営住宅に居住しない常況となる」に改める。

第30条第3項中「第1項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、第28条第1項の規定により収入超過者と認定された入居者が第15条第1項ただし書に規定する者に該当すると認めるときは、第14条第3項及び前2項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、政令第8条第2項に規定する方法により、省令第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第32条第1項中「第14条第1項及び第30条第1項」を「第14条第1項及び第3項並びに第30条第1項及び第3項」に改める。

第35条第1項中「第14条第1項、第30条第1項」を「第14条第1項若しくは第3項、第30条第1項若しくは第3項」に、「第30条第3項」を「第30条第4項」に改める。

第39条中「第14条第1項、第30条第1項」を「第14条第1項若しくは第3項、第30条第1項若しくは第3項」に、「第11条」を「第12条」に改める。

第40条中「第14条第1項、第30条第1項」を「第14条第1項若しくは第3項、第30条第1項若しくは第3項」に、「第11条」を「第12条」に改める。

第42条第1項第4号中「を使用しない」を「に居住しない常況にある」に改め、同条第5項中「及び」を「又は」に改める。

第53条第1項中「第14条第1項、第30条第1項」を「第14条第1項若しくは第3項、第30条第1項若しくは第3項」に改め、同条第3項中「第14条第4項」を「第14条第5項」に、「第1項」を「第1項及び第3項」に改める。

第54条中「第14条第1項、第30条第1項」を「第14条第1項若しくは第3項、第30条第1項若しくは第3項」に、「第30条第3項」を「第30条第4項」に改め、「敷金の減免若しくは徴収の猶予」の次に「、第28条第1項若しくは第2項の規定による収入超過者等の認定」を加える。

第61条第1項第4号中「を使用」を「に駐車場使用許可を受けた車両を駐車」に改める。

第67条の2の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（関係機関への意見照会）」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第67条の3 市長は、市営住宅の入居者が第15条第1項ただし書に規定する者に該当するかどうかについて、関係機関に照会することができる。

附則第11項中「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第14条、第15条、第15条の2、第30条、第35条及び第67条の3の規定（これらの規定を岡山市営改良住宅条例（平成9年市条例第53号）において準用する場合を含む。）は、この条例の施行の日以後に行われる市営住宅の家賃決定について適用する。

提案理由

市営住宅入居者で収入申告をすることが困難な事情にあると認められる入居者について申告義務の緩和を行う等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 6 8 号 議 案

岡山市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

岡山市特定公共賃貸住宅条例（平成8年市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項第4号中「を使用しない」を「に居住しない常況にある」に改める。

第30条第1項第4号中「を使用」を「に駐車場使用許可を受けた車両を駐車」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

特定公共賃貸住宅の長期不使用による賃貸借契約解除の要件等を明確にするため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 6 9 号 議 案

岡山市営改良住宅条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市営改良住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市営改良住宅条例の一部を改正する条例

岡山市営改良住宅条例（平成9年市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「, 第5条」を「, 第5条（第1項第6号を除く。）」に, 「同条例第6条」を「同条例第6条第1項」に改める。

第5条第1項中「第5条第2号」を「第5条第1項第2号」に改める。

第7条を次のように改める。

（準用）

第7条 第3条から前条までに定めるもののほか, 改良住宅及び地区施設の管理については, 市営住宅条例第7条（第3項を除く。）, 第10条, 第11条, 第16条から第19条まで, 第20条（第2項を除く。）, 第21条から第27条まで, 第29条, 第33条, 第34条第2項, 第35条, 第36条（第4項を除く。）, 第37条から第41条まで, 第42条（第1項第7号及び第3項から第7項までを除く。）, 第42条の2（第1項第1号, 第5項及び第6項を除く。）, 第63条から第67条まで, 第67条の3並びに附則第11項及び第12項の規定を準用する。この場合において, 第17条第1項中「第31条第1項, 第36条第1項」とあるのは「第36条第1項」と, 同条第4項中「第30条第4項, 第32条第3項, 第42条第5項, 第42条の2第6項, 第46条, 第61条第2項及び第61条の2第2項」とあるのは「第30条第4項」と, 第34条第2項中「第28条から前条まで」とあるのは「岡山市営改良住宅条例第6条第1項」と, 第35条第1項中「, 第30条第1項若しくは第3項若しくは第32条第

1項」とあるのは「若しくは第30条第1項若しくは第3項」と、「第30条第4項又は第32条第3項」とあるのは「第30条第4項」と、「第28条第1項若しくは第2項」とあるのは「岡山市営改良住宅条例第6条第1項」と、「第31条第1項の規定による明渡しの請求，第33条」とあるのは「第33条」と，第39条及び第40条中「，第30条第1項若しくは第3項又は第32条第1項」とあるのは「又は第30条第1項若しくは第3項」と読み替えるものとする。

第8条第2項中「第67条の2」を「第67条の3」に改める。

附 則

この条例は，平成30年4月1日から施行する。

提案理由

市営改良住宅入居者で収入申告をすることが困難な事情にあると認められる入居者について申告義務の緩和を行う等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 7 0 号 議 案

岡山市採石及び砂利採取関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

岡山市採石及び砂利採取関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市採石及び砂利採取関係事務手数料条例の一部を改正する条例

岡山市採石及び砂利採取関係事務手数料条例（平成18年市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「37,700円」を「33,900円」に改め、同条第4号中「17,000円」を「15,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前になされた砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定による採取計画の認可の申請及び同法第20条第1項の規定による採取計画の変更の認可の申請に対する審査の手数料については、なお従前の例による。

提案理由

砂利採取法第16条の規定による採取計画の認可の申請に対する審査等に関する手数料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 7 1 号 議 案

岡山市消防事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市消防事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市消防事務手数料条例の一部を改正する条例

岡山市消防事務手数料条例（平成12年市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表3の項（3）中「530,000円」を「570,000円」に改め、同項（4）ア中「830,000円」を「880,000円」に改め、同イ中「1,010,000円」を「1,070,000円」に改め、同ウ中「1,120,000円」を「1,200,000円」に改め、同エ中「1,420,000円」を「1,520,000円」に改め、同オ中「1,660,000円」を「1,780,000円」に改め、同カ中「3,880,000円」を「4,070,000円」に改め、同キ中「5,100,000円」を「5,340,000円」に改め、同ク中「6,290,000円」を「6,490,000円」に改め、同項（5）ア中「1,130,000円」を「1,180,000円」に改め、同イ中「1,340,000円」を「1,410,000円」に改め、同ウ中「1,500,000円」を「1,580,000円」に改め、同エ中「1,830,000円」を「1,940,000円」に改め、同オ中「2,140,000円」を「2,260,000円」に改め、同カ中「4,350,000円」を「4,550,000円」に改め、同キ中「5,570,000円」を「5,820,000円」に改め、同ク中「6,770,000円」を「7,070,000円」に改め、同項（6）ア中「5,750,000円」を「5,930,000円」に改め、同イ中「7,250,000円」を「7,470,000円」に改め、同ウ中「10,700,000円」を「10,900,000円」に改め、同表15の項（3）ア中「410,000円」を「420,

000円」に改め、同イ中「540,000円」を「560,000円」に改め、同ウ中「700,000円」を「730,000円」に改め、同エ中「920,000円」を「960,000円」に改め、同オ中「1,040,000円」を「1,090,000円」に改め、同カ中「1,600,000円」を「1,660,000円」に改め、同キ中「1,820,000円」を「1,900,000円」に改め、同ク中「2,030,000円」を「2,120,000円」に改め、同項(4)ア中「490,000円」を「530,000円」に改め、同イ中「630,000円」を「680,000円」に改め、同ウ中「990,000円」を「1,030,000円」に改め、同エ中「1,310,000円」を「1,410,000円」に改め、同オ中「1,720,000円」を「1,780,000円」に改め、同カ中「3,320,000円」を「3,430,000円」に改め、同キ中「4,060,000円」を「4,190,000円」に改め、同ク中「4,650,000円」を「4,800,000円」に改め、同項(5)ア中「9,100,000円」を「9,320,000円」に改め、同イ中「12,400,000円」を「12,600,000円」に改め、同ウ中「17,000,000円」を「17,300,000円」に改め、同表17の項(1)ア中「310,000円」を「320,000円」に改め、同イ中「430,000円」を「460,000円」に改め、同ウ中「720,000円」を「750,000円」に改め、同エ中「960,000円」を「1,020,000円」に改め、同オ中「1,210,000円」を「1,300,000円」に改め、同カ中「2,950,000円」を「3,150,000円」に改め、同キ中「3,620,000円」を「3,870,000円」に改め、同ク中「4,170,000円」を「4,460,000円」に改め、同項(2)ア中「2,660,000円」を「2,690,000円」に改め、同イ中「3,190,000円」を「3,230,000円」に改め、同ウ中「4,790,000円」を「4,830,000円」に改め、同表中46の項を48の項とし、45の項を47の項とし、44の項を46の項とし、同表43の項中「19,000円」を「17,000円」に改め、同項を同表45の項とし、同表中42の項を44の項とし、41の項を43の項とし、同表40の項中「(平成9年政令第20号)」を削り、同項を同表42の項とし、同表39の項の次に次の2項を加える。

<p>40 高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第18条第2項第3号の規定に基づく高圧ガス保安法第44条第1項に規定する容器検査又は同令第18条第2項第4号の規定に基づく同法第49条第1項に規定する容器再検査</p>	<p>(1) 温度零下50度以下の液化ガスを充てんするための容器に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 内容積1,000リットル以上の容器 1個につき16,000円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに1,600円を加えた金額</p> <p>イ 内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器 1個につき16,000円</p> <p>ウ 内容積500リットル未満の容器 1個につき6,600円</p>
	<p>(2) 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（（1）に規定する容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 内容積150リットル以上の容器 1個につき320円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに57円を加えた金額</p> <p>イ 内容積30リットル以上150リットル未満の容器 1個につき320円</p> <p>ウ 内容積5リットル以上30リットル未満の容器 1個につき260円</p> <p>エ 内容積1リットル以上5リットル未満の容器 1個につき160円</p> <p>オ 内容積1リットル未満の容器 1個につき150円</p>
	<p>(3) 高強度鋼容器（（1）又は（2）に規定する容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>

	<p>ア 内容積30リットル以上の容器 1個につき210円 に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに3円を加えた金額</p> <p>イ 内容積5リットル以上30リットル未満の容器 1個につき210円</p> <p>ウ 内容積1リットル以上5リットル未満の容器 1個につき160円</p> <p>エ 内容積1リットル未満の容器 1個につき140円</p>
	<p>(4) その他の容器に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 内容積1,000リットル以上の容器 1個につき7,100円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに380円を加えた金額</p> <p>イ 内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器 1個につき7,100円</p> <p>ウ 内容積150リットル以上500リットル未満の容器 1個につき800円</p> <p>エ 内容積30リットル以上150リットル未満の容器 1個につき210円</p> <p>オ 内容積5リットル以上30リットル未満の容器 1個につき170円</p> <p>カ 内容積1リットル以上5リットル未満の容器 1個につき110円</p> <p>キ 内容積1リットル未満の容器 1個につき80円</p>
<p>41 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第6号の規定に基づく高</p>	<p>(1) 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品に係る附属品検査又は附属品再検査 次</p>

<p>圧ガス保安法第49条の2第1項に規定する附属品検査又は同令第18条第2項第7号の規定に基づく同法第4</p>	<p>に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 内容積150リットル以上の容器 1個につき31円</p> <p>イ 内容積150リットル未満の容器 1個につき24円</p>
<p>9条の4第1項に規定する附属品再検査</p>	<p>(2) その他の容器に装置される附属品に係る附属品検査又は附属品再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 内容積1,000リットル以上の容器 1個につき1,100円</p> <p>イ 内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器 1個につき540円</p> <p>ウ 内容積500リットル未満の容器 1個につき21円</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行し、改正後の岡山市消防事務手数料条例の規定は、同日以後の申請に係るものについて適用する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による高圧ガス保安法の一部改正等に伴い、高圧ガス保安法による容器検査の手数料の額を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 7 2 号 議 案

岡山市教育相談室条例の制定について

岡山市教育相談室条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市教育相談室条例

(設置)

第1条 幼児（市内に在住する小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下同じ。）及び児童生徒（市内に在住する学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。以下同じ。）並びにそれらの保護者並びに市立の小学校，中学校及び高等学校に勤務する教職員に対して，不登校，いじめ等に関する教育相談を実施するため，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき，岡山市教育相談室（以下「相談室」という。）を設置する。

(名称及び設置場所)

第2条 相談室の名称及び設置場所は，次のとおりとする。

名 称	設 置 場 所
岡山市教育相談室	岡山市中区国富三丁目9番12号

(事業)

第3条 相談室は，第1条の目的を達成するため，次に掲げる事業を行う。

- (1) 不登校，いじめ等に関し児童生徒及びその保護者並びに教職員の教育相談に応じること。
- (2) 不登校の児童生徒の集団への適応性を高めるため，指導及び助言を行うこと。
- (3) 不登校，いじめ等に関する教育相談についての調査及び研究を行うこと。

- (4) 学校及び関係機関との連携に関すること。
- (5) 幼児及び児童生徒の発達に関する相談及び検査に関すること。
- (6) その他幼児及び児童生徒の健全育成に関すること。

(職員)

第4条 相談室に室長を置き、心理判定員、教育相談員その他の必要な職員を置くことができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

岡山市教育相談室を設置するため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 7 3 号 議 案

岡山市適応指導教室条例の制定について

岡山市適応指導教室条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市適応指導教室条例

(設置)

第1条 学校生活に適応できず、不登校又は不登校傾向にある児童生徒（市内に在住する学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。以下同じ。）に対して、学校に復帰するための指導、支援等を行うことにより、児童生徒の自立及び学校生活への適応を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、岡山市適応指導教室（以下「適応指導教室」という。）を設置する。

(名称及び設置場所)

第2条 適応指導教室の名称及び設置場所は、次のとおりとする。

名 称	設 置 場 所
トラングルー宮	岡山市北区一宮855番地2
レポート牧山	岡山市北区中牧457番地
あおぞら操山	岡山市中区国富三丁目9番12号
すまいる瀬戸	岡山市東区瀬戸町下146番地1
南部適応指導教室	岡山市南区市場一丁目1番地

(事業)

第3条 適応指導教室は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 児童生徒及びその保護者の教育相談に応じること。

- (2) 児童生徒に対して学習指導，生活指導，体験活動等を行うこと。
- (3) 児童生徒に関する調査及び研究を行うこと。
- (4) 学校及び関係機関との連携に関すること。
- (5) その他児童生徒が学校に復帰するために必要であると岡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めること。

（指導，支援等）

第4条 適応指導教室における指導，支援等は，児童生徒及びその保護者が指導，支援等を受けることを希望し，教育委員会が指導，支援等を行うことが効果的であると認める場合に当該児童生徒に対して行うものとする。

（職員）

第5条 適応指導教室に室長を置き，心理判定員，指導員その他の必要な職員を置くことができる。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は，教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は，平成30年4月1日から施行する。

提案理由

岡山市適応指導教室を設置するため，本条例を制定しようとするものである。

甲 第 7 4 号 議 案

岡山市特別支援連携協議会設置条例の制定について

岡山市特別支援連携協議会設置条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市特別支援連携協議会設置条例

(設置)

第1条 本市における特別支援教育の推進に係る企画及び施策について審議を行う等のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、岡山市特別支援連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、岡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 特別支援教育の推進に係る企画及び施策
- (2) その他特別支援教育に関する事業及び施策

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、医師、学識経験者、関係行政機関の職員、関係福祉機関の職員、関係教育機関の職員その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職

務を行うものとする。

- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
(会長等)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(担当者連絡部会)

第7条 協議会は、第2条に規定する所掌事務の一部について調査審議させるため、必要に応じて、協議会に担当者連絡部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長がこれを指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を総理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 6 協議会は、部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。
- 7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が協議会に

諮って定め、その他必要な事項については教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

岡山市特別支援連携協議会を設置するため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 7 5 号 議 案

西川アイプラザ条例の一部を改正する条例の制定について

西川アイプラザ条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

西川アイプラザ条例の一部を改正する条例

西川アイプラザ条例（平成4年市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「，展示コーナー及び」を「又は」に改める。

第6条第1項中「別表第1」を「別表」に改める。

第12条を削り，第13条を第12条とする。

別表第2を削る。

別表第1第1号の表展示コーナーの項を削り，別表第1を別表とする。

附 則

この条例は，平成30年4月1日から施行する。

提案理由

西川アイプラザの展示コーナー及び喫茶施設を廃止するため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 7 6 号 議 案

岡山市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

岡山市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を
改正する条例

岡山市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成20年市条例第116号）の一部を次のように改正する。

題名中「岡山市長」を「岡山市の議会の議員及び長」に改める。

第1条中「岡山市長」を「岡山市議会の議員（以下「議員」という。）及び岡山市長（以下「市長」という。）」に改める。

第2条中「岡山市長」を「議員及び市長」に改める。

附則第2項中「岡山市長」を「市長」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 改正後の岡山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

提案理由

公職選挙法の一部改正に伴い、議会の議員の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営を実施するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 7 7 号 議 案

岡山市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市監査委員条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市監査委員条例の一部を改正する条例

岡山市監査委員条例（昭和39年市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第196条第1項」を「第196条第6項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 108 号 議 案

岡山市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について

岡山市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 3 月 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(岡山市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 岡山市職員退職手当支給条例(昭和61年市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第7条第5項中「、職員以外の地方公務員」の次に「(職員が引き続いて職員以外の地方公務員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間を、当該職員以外の地方公務員の属する地方公共団体の退職手当に関する規程又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の退職手当の支給の基準(同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。))により、当該職員以外の地方公務員の勤続期間に通算することとしている地方公共団体又は特定地方独立行政法人の職員以外の地方公務員に限る。以下同じ。)」を加え、「(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。))」及び「(同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。))」を削り、同項第2号中「第55条」を「第8条第1項第5号」に改める。

附則第3項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(岡山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 岡山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成18年市条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

第3条 岡山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成20年市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

国家公務員退職手当法の一部改正に準じて、本市においても退職手当の支給水準を引き下げる等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 109 号 議 案

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 3 月 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岡山市国民健康保険条例（昭和36年市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「岡山市国民健康保険運営協議会」を「法第11条第2項の規定に基づき本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会として設置する岡山市国民健康保険運営協議会」に改める。

第9条の2中「国民健康保険の被保険者である世帯主及びその」を「世帯主の」に、「第29条の7第1項」を「第29条の7第1項第1号」に、「同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額」を「法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額」に、「同項に規定する介護納付金賦課被保険者」を「法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者」に、「同項に規定する介護納付金賦課額」を「法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額」に改める。

第9条の3第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費，入院時生活療養費，保険外併用療養費，療養費，訪問看護療養費，特別療養費，移送費，高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第7

5条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）
の納付に要する費用（岡山県（以下「県」という。）が行う国民健康保険の一般被
保険者に係るものに限り、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高
齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」と
いう。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援
金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金
（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額
ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額
エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要す
る費用の額
オ 保健事業に要する費用の額
カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用
を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付
に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活
療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額
療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保
険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民
健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援
金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険
者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額
イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受け
る補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関
する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納
付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係る
ものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費
納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

第12条第1項第2号中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「一般被保険者の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同項第3号ア中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「世帯の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加える。

第12条の6中「540,000円」を「580,000円」に改める。

第12条の7第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であつて、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第12条の10第1項第2号中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「一般被保険者の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同項第3号ア

中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「属する世帯の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加える。

第12条の16第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第12条の19第1項第2号中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「介護納付金賦課被保険者の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同項第3号中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「世帯の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加える。

第16条第1項中「540,000円」を「580,000円」に改め、同項第2号中「270,000円」を「275,000円」に改め、同項第3号中「490,000円」を「500,000円」に改め、同条第3項及び第4項中「540,000円」を「580,000円」に改める。

第23条の2第2項中「届出は」を「届出に当たり」に、「を提示して行わなければならない」を「の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の岡山市国民健康保険条例の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料につ

いて適用し，平成29年度以前の年度分の保険料については，なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い，国民健康保険料の基礎賦課総額，後期高齢者支援金等賦課総額及び介護納付金賦課総額の算定の基準額並びに基礎賦課限度額及び保険料軽減判定所得の額等を改めるため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 110 号 議 案

岡山市病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

岡山市病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 3 月 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

岡山市病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例（平成28年市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第21条第1項」を「並びに第21条第1項及び第2項」に改める。

本則に次の2条を加える。

（療養病床を有する診療所の人員の基準）

第5条 法第21条第2項に規定する人員の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1
- (2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1
- (3) 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実状に応じた適当数

2 第3条第2項の規定は、前項の基準について準用する。

（療養病床を有する診療所の施設等の基準）

第6条 法第21条第2項に規定する施設及びその構造設備の基準については、第4条第2号から第4号までの規定を準用する。

附則第2項中「。以下この条」を「。以下この項及び次項」に、「（以下この条）を

「（以下この項）」に改める。

附則中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 療養病床を有する診療所であつて、平成24年4月1日において現に、特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が第5条第1項第1号及び第2号に掲げる数に満たない診療所（以下この項において「特定診療所」という。）であるものの開設者が、同年6月30日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを市長に届け出た場合には、当該診療所の看護師等の員数の基準は、平成30年3月31日までの間は、同項第1号及び第2号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1

(2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1

4 法第21条第2項に規定する人員の基準は、当分の間、第5条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 看護師、准看護師及び看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が2又はその端数を増すごとに1。ただし、そのうちの1については、看護師又は准看護師とする。

(2) 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実状に応じた適當数

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方自治法施行令及び医療法施行令の一部改正に伴い、診療所の人員及び施設等の基準について定めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。